

松本市子どもの権利擁護委員
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和7(2025)年度 活動報告書



松本市子どもの権利擁護委員

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

【松本市子どもの権利に関する条例 前文から】

は じ め に

各関係機関の皆さまにおかれましては、子どもの権利相談室「こころの鈴」にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

松本市では、平成25（2013）年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づいて、同年7月に、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設しました。

令和4（2022）年6月にこども基本法が成立し、令和5（2023）年4月に施行されましたが、その後長野県内では、佐久市でこどもの権利条例、山ノ内町がこども基本条例を施行しました。そして県庁所在地の長野市が令和7（2025）年10月に子どもの権利条例を施行し、現在子どもオンブズパーソンの開設準備中だそうです。

県内人口規模が1番と2番の街に子どもの権利相談室ができることとなります。

他自治体の子どもの権利相談室設立促進の手本となるよう、相談室では、子どもにとっての最善の利益は何かを第一に考え、子どもの気持ちに寄り添った支援をしていきます。

ここに令和7（2025）年度の活動報告をいたします。

令和7年度の相談件数は、初回相談件数130件、延件数454件でした。前年より「その他機関の対応」の相談が増えました。今後中学校の部活の地域移行が進み、それらの相談が増えることが予想されます。

子どもたちの心のもやもやに耳を傾け丁寧に聴くことで、相談者の心が安らいだり、自分の力で前に進もうとする気持ちが持てるような支援を心がけています。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」が子どもたちや保護者のみなさんから信頼され、安心して相談のできる場所となりますよう、支援に努めてまいります。

松本市子どもの権利擁護委員

北 川 和 彦

平 林 優 子

石曾根 正 勇

も く じ

はじめに

I	松本市子どもの権利擁護委員からのメッセージ……………	1
II	松本市子どもの権利擁護制度について……………	7
III	相談状況・調整活動について……………	11
	統計資料：令和5年度、令和6年度、令和7年度 相談実績（実件数・延件数）	
IV	申立て・自己発意について……………	30
V	広報・啓発活動……………	32
	参考資料：携帯カード、ポスター、依頼文、こころの鈴通信第38～41号	
VI	研修・会議……………	44
VII	松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」相談員からのメッセージ…	47
VIII	参考資料……………	51

松本市子どもの権利に関する条例

松本市子どもの権利に関する条例施行規則

令和7年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿／事務局

※『松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」令和7（2025）年度活動報告書』は、松本市公式ホームページでもご覧いただけます。

※図表で用いているデータは、四捨五入を行っている場合、合計の数値とその内訳とが一致しないことがあります。（構成比についても同様）

【ホームページQRコード】



I 子どもの権利擁護委員からメッセージ

『最近気になったこと』

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

最近子ども関係の報道で驚いたことがありました。

3月の衆議院予算委員会で、質問者が高市早苗首相に、昨年の小中高生の自殺者が532人と過去最多となり、これは1週間に約10人の子どもが命を絶つ計算だとして、内閣総理大臣としてどのように向き合うかを質問したところ、同首相は、「あなたは一人で生まれてきたんじゃない、7代前まで直系だけで250人を超えるご先祖様が、子宝に恵まれ奇跡的な幸運に恵まれて一人の命があるということを皆で共有したい。」と答弁されました。

先祖への感謝を通じて命の重さを伝えようとしたようだとのことです。

仏教には過去7代にわたる先祖を供養する教えがあるようですので、その教えを説かれたのかもかもしれません。

しかし、先祖への感謝に思いをいたそうと伝えることが、自殺を踏みとどまるきっかけになるのか疑問です。

トンネルに入ってしまう将来を描けない子どもに対しては、時間をかけて秘密を守りながら気持ちを聴き、自分のいる位置を理解させ、視野を広げてもらうことが必要で、それを大人が手助けするしかないように思います。

先祖から見るのではなく、子どもの視点で見るのが大事です。

こども基本法を策定し、令和7年6月改正の自殺対策基本法では自殺対策をこども家庭庁の所掌事務とし対人支援として各種相談支援を盛り込んだのに、このような言説が首相からなされることに強い違和感を覚えました。

子どもの心に寄り添って聴くことの重要性を政府にしっかり理解してもらいたい、私たちも子ども真ん中社会の実現の一役を担いたいと思います。

話がかかりますが、学校のクラブ活動の地域展開のことです。

教員の働き方改革に伴い、クラブ活動を地域で行うことにし、長野県内では令和8年の年度末までに休日移行は9割近くに達するとのこと。

しかし練習場所や指導者の確保困難、生徒の送迎や費用の増加等から参加できない子どもたちも多くなるとのことです。

気になるのは指導者の指導の質です。

最近当子どもの権利擁護委員に対し、クラブの監督・コーチによる暴言について救済申立てがあり、是正要請をしました。要請の趣旨は、本報告書の「IV 申立て・自己発意について」欄（30項以下）をご覧ください。

①技能の優劣等で差別する言動を慎む、②勝利至上主義に陥らず、技能に応じた指導や対話を重視し、活動が子どもの自己実現の場となるように、③子どもの権利を尊重する研修を受けるなどを盛り込みました。

子どもの権利保護を重視する指導は、全国レベルのバレー、体操、野球、陸上その他の競技ですでに導入されています。

こころの鈴では平成30年12月に学校外のスポーツ・文化活動に関して、小学校4年生から中学3年生まで1万2000人にアンケート調査をしました。

このうち364人が指導においていやな思いをしたと回答し、その64%が今も続いているとの回答でした（令和元年度こころの鈴活動報告書30頁以下）。

指導においていやな思いをした経験は、子どもの心を深く傷つけ、その気持ちは継続します。いやな思いをしたためにその運動をしたくてもできなくなったり、嫌いになったりする子どももいます。

部活の地域展開にともない、指導者の質の向上はこれまで以上に求められます。

指導者は、自分が教えられた指導方法を単に踏襲するのではなく、その指導が子どもの権利保護に沿ったものか、子どもとの対話や研修等を通じて見直していただきたいと思います。

『意見を聴かれる子どもの権利：大人も子どもも人権が守られる関係をつくろう』

子どもの権利擁護委員 平林 優子

「子ども（児童）の権利条約」の特徴のひとつは、子どもの自由な意見表明です。子どもの生命の保障や差別の撤廃などは、歴史上過去の子どもの人権に関する宣言にも含まれていますが、子どもが自由に意見表明する権利を「保障」することを定めたこの条約（しかも宣言ではなく法的拘束力を持つ条約）は特別なものといえます。子どもの権利条約には別に「一般的意見」（General Comments）が示されています。これは国連の子どもの権利委員会が、子どもの権利条約の解釈や具体的な擁護方法を解説した文章です。

子どもの自由な意見表明について「意見を聴かれる子どもの権利」（一般的意見 12 号）を参考にしながら、私たちがどのようにこれをとらえるべきかをもう一度考えてみたいと思います。私も含めて大人がこの権利について十分理解し、大人が変わることが必要だと思っています。子どものこの権利の保障は大人の人権尊重にもつながるからです。

1) 「自由に」「意見」を「聴かれる」権利の保障

子どもは自分に影響するすべての事柄について子どもの自由に意見を表明することが保障されています。注意すべきは自分の意見を言語化できる（年齢の）子どもの言語化された意見を求めると限定されないことです。日本ではこども基本法の設置から、様々な場でルールや規則・政策などの立案や修正に子どもが文書や発言の場などでの参加が設けられるようになりました。子どもの参加や意見表明の機会の確保として非常に重要なことだと思います。この意見表明が「正当に重視」されることを期待します。

ただ、条約では子どもの「意見」は、“opinion”ではなく、“views”と表現されており、子どもの視点や感情、捉え方も含まれます。子どもの意見は、言語だけでなく、非言語（表情やしぐさ、行動、絵などの様々な表現も含む）によっても示されます。子どもたちは幼いころから自分の気持ち（考え）を様々な手段で表出することもわかっています。また、「答えない」「自分から言わない」「動かない」ことも子どもの意思の表出として捉えることも必要です。表出しにくい状況にある子どもが表出できるようなサポートすることも求められています。この権利の保障に求められるのは、大人がそれを理解するための姿勢や行動やシステムづくりです。

また、一般的意見では、自由な意見の表出とは、圧力によらない「自由」を示していること、他者の意見ではなく「自分の意見」を表出できる「自由」を解説しています。また、「子どもが自己の意見を自由に表明する際には、尊重されておりかつ安心できると感じられる環境を、確保しなければならない」（下線は筆者）（心理的安全性の確保だと思います）とされます。

松本市子どもの権利擁護相談室「こころの鈴」に寄せられる子どもたちの相談の中には、「周りの子のいうことだけで判断された」「自分の意見は聞いてくれなかった」「言いにいったけど『それは〇〇だろ』と否定された」「怖くてなにも言えなかった」「言ったら仲間外れになる」「アンケートは書いてるって周りにバレるから書かないよ」など、子どもが自分の意見を表出しにくい状況がしばしば表されます。大

人側からは「聴いたのに何も言わなかった」「いつも通りにしていたので気づかなかった」といった説明をされることもあり、意見を受け止めることへの大人側の課題もあると考えられます。

子どもが適切に意見を表明するには、子ども自身が自分に起こっていることをちゃんと理解することも必要です。子どもに説明できる（あるいは伝える）大人のスキルも必要です。特に非言語的な表出を適切にとらえることは容易でないかもしれません。沈黙したり、拒否的な態度には、「反抗的」というラベルが付けられがちですが、なぜその態度（意見の表出）なのかに向き合うことを後回しにしていないでしょうか。また大人が子どもに先んじて「〇〇ということだよ」と代弁してしまうとか、大人の疑問に yes、no で答えさせるなど、子どもが自分なりの表現を考える余裕を与えない状況はないでしょうか。経験や立場の違いから、大人が正しい判断ができると信じ、子どもの意見を深く聴くよりも、大人の判断の裏付けのための子どもの言葉を引き出そうとしていないでしょうか。

日頃から子どもの非言語的な表出を言語化できるようにしたり、どんな意見でも表出をしてもよいんだと安心できる関係づくり、環境づくりがいかに大切かを感じます。これは実は子ども対大人だけでなく、大人同士でもつくりあげなければならない権利尊重の風土なのではないかと思います。

2) 子どもの意見を「正当に重視」すること

こどもの意見表明は「正当に重視される」ことが必要です。意見を聞いただけではいけないと述べているのです。これは大人が子どもの意見にそのまま従いなさいということではありません。時々「子どもの言いたい放題なる」「わがままにする」などという議論が出てくるのは、権利は個人と人々全体にあり、「意見表出の権利の保障」と、その意見が「正当に重視される」意味が理解されていないからだと考えます。子どもが自分の意見を表出できる環境をつくること、それをきちんと受け止められた（意見を聞いてもらえた）と感ずること、その意見（本質的な意味）を検討すべき事項の中できちんと吟味すること（意見を「聴く」）、その結果がどのようなになったのか理由とともに子どもに説明されることが大事なことかと思ひます（状況により決定のプロセスにも関われることも）。

しかし、子どもの意見をゆっくりと確認し対応する余裕がない状況も生活の中で、教育・指導の中で多々あると思ひます。そこでも子どもが自分の思ひがあることを受け止められたと感ずるような雰囲気をつくっておくことが必要だと思ひます。①理由とともに期待したい行動を伝える（子どもに意見があることはわかったことを言葉に込める）「今は時間がせまっているから、ひとまず〇〇をしてくれない？このことについてあとで話そう」②フォロー（答え合わせ）：あの時はすぐに答えられなくてごめんね。言いたいことをちゃんと聞けなかったね。どんなこと？お願ひしたいのはこんな理由だったんだ。③後からでも意見を安心していえる風土：振り返りで意見を言える習慣（例えばミーティングで）やしくみをつくる。などです。

どのような場であっても、子どもが安心して自分の意見を出せる雰囲気が、子ども同士、子どもと大人の信頼感を生み、子どもが自分の意見をもってよい、出してよい、受け止められる、そして子ども自身が他の人の意見に耳を傾け意味をとらえるという能力をはぐくみ、子どもも大人も人権を尊重するという風土を作っていくのだと思ひます。

毎年自戒をこめて。

『顔を合わせて、じっくり聴くことから』

子どもの権利擁護委員 石曾根 正勇

熱が出たり膝が痛かったりして病院へ行くと、こちらがおよその病状を話すだけでも「ああそうですか。じゃあちょっと診てみましょう」と言って、治療をし薬を処方してくれます。そして、病院から帰ってくると、その日のうちか翌日あたりには痛みが和らぎ「さすが、お医者さんだ。こんなことなら我慢しないで、もっと早く診てもらえば良かった」となります。特に難しい病気でないものは、お医者さんはおよその症状を聞けば病名や治療法に見当がついて、それ以外の話は殆ど聞く必要がないのだろうと思います。私たちにとっても身体の具合が良くなればそれで何も言うことはありません。ありがたいことです。

でも、症状がひどいときや治療が長引くときなどは、つい悩みを聞いてもらいたい気持ちになり、お医者さんが診察を終わろうとしても、こちらから話をする時もあります。そうして話を聞いてもらい「それは大変でしたね」などと言ってもらっただけで、とても気持ちが楽になり「自分の話をわかってくれた。いい先生だ」と思うことも多いものです。

同じようなことは、内容は異なりますが私たちの生活にはよくあることです。こころの鈴に相談があった時に、さらに詳しい事情を聞くために、子どもや保護者と面談をする場合があります。面談が終わって帰り際、保護者から「こんなにしっかりと話を聞いてもらったのは初めてです。気持ちが楽になりました」ということを言われることがあります。

その理由はいろいろなことが考えられます。時間を気にせずにゆっくり話すことができたということがあるかもしれません。ともすれば、聞き手の必要とすることを中心に話すことが多くなって、本人の話したいことを十分話すことができずに終わってしまったということもあるかもしれません。また、私たちこころの鈴は、様子が分からないため真っ白な状態で話を伺うので話しやすいということもあるかもしれません。いずれにしろ、気持ちが楽になって帰っていただけることは大事なことでと思います。

このことは、こころの鈴に限らず学校についても似たようなことが言えるのではないのでしょうか。

休み時間になると、先生のところへ「友達にかまわれた」「悪口をいわれた」と言ってくる子どもがいます。子ども同士によくあることだと思っていたとしても、そのなかには、詳しく聴いていくと、その背景にいろいろな理由があったという場合もあります。病気の場合と違って、子ども同士が関わる日々の生活には、いろいろなことが絡み合ってトラブルになることがよくあります。

また、保護者が先生に話があって来校することもあります。話を聞く側である学校にとっての必要な情報と保護者の話したいことは、必ずしもイコールではなく、話す側にとってはそれ以外の話を聴いてもらうことのほうが重要な場合も少なくありません。むしろそちらを話したい、聴いてほしいということだってあると思います。それは、その時の保護者の気持ちや悩みもあるかもし

れません、人により内容は様々だと思います。

子どもからも保護者からも、まずは、じっくり話を聴くことから始めることが大切で、大きなトラブルが起こったときだけではなく、普段から丁寧に話を聴くことを積み重ねていくことが、お互いの安心感や信頼感につながっていくのだと思います。

そうはいっても、今は保護者も学校も忙しくてそんなに悠長なことをしている時間はないと言われるかもしれません。確かに、少子高齢化、コロナ禍、急速なデジタル化など、社会情勢の変化と共に、学校も大きく変わってきています。従来のような家庭訪問や学級連絡網はなくなり、PTAの活動も縮小されたり PTA という組織自体がなくなったりしていることがあります。保護者と先生が直接顔を合わせる機会は減少するばかりで、普段顔を合わせたときにするような何気ない会話がなくなりお互いの間が堅苦しいものになりがちです。

学校に限らず社会全体が時間に追われ、効率重視の生活が当たり前となってきました。直接会って話をすることよりも、LINE や X などでも情報を送信し合って用事を済ませることの方が増えてきています。LINE などは、「いつでも」「どこでも」自分の都合で送信することができるので大変便利です。

ゴリラの研究で知られる、元京都大学総長で人類学者・霊長類学者の山極壽一先生は「ゴリラたちはお互いの目を何秒も見つめ合っている。チンパンジーも同じように顔を近づけて目を見つめている。人間も対面して顔をつきあわせている。けれどもゴリラのように近づかない、それでいて顔を見合わせている時間はゴリラより長い。チンパンジーやゴリラの目と人間の目を比べてみると、人間の目にだけ白目がある。白目があるおかげで、少し間をあけて向き合うと、目の微細な動きを捉えられ、そこから相手の気持ちを 읽むことができる。しかも人は自分の目の動きを自分では調節できないので、その人の正直な気持ちが目に表れる」と言われます。お互いの目を見ることで相手の気持ちを読み、気持ちによりそい、共に感じる（共感する）ことにつながっていく、と言われます。

今は、1人が1台スマホを持つようになり、人と人とが直接会って用事を済ませることがどんどん減ってきており、人間関係も希薄になってきているといわれます。こうした時期だからこそ、人と人とが直接出会い相手の顔を見ながらコミュニケーションをとることを大事にして、信頼関係を築いていかなければならないと思います。

特に、子ども同士のトラブルがこじれているような場合は、一朝一夕にはいかず、関係者全員が大変な時間や労力を必要とします。それでも、お互いに話をじっくり聴きあうことを大切にして解決への方途を探ることが必要なことだと思います。

人と人が生活する中では、様々な行き違いやトラブルがおこるのは当然のことです。それは子どもたちの生活でも同様です。どんなときでも、まず話を聴くことから始めて、お互いに聴きながら話し合うなかで、成長期にある子どもたちにとって、どのようにすることが一番いいのかを考えることが必要なことです。そのことが「子どもにとって最善の利益」につながるものだと思います。

Ⅱ 松本市子どもの権利擁護制度について

1 設立の経緯

松本市では、平成21年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです（条例第1条）。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができると約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置しました（条例第15条、第16条）。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し（条例施行規則第12条）、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成25年4月1日 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成25年7月17日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

2 松本市子どもの権利擁護委員について

(1) 職務（条例第17条）

ア 子ども権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

イ 子ども権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

ウ 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(2) 公表（条例第18条）

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

(3) 尊重（条例第19条）

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

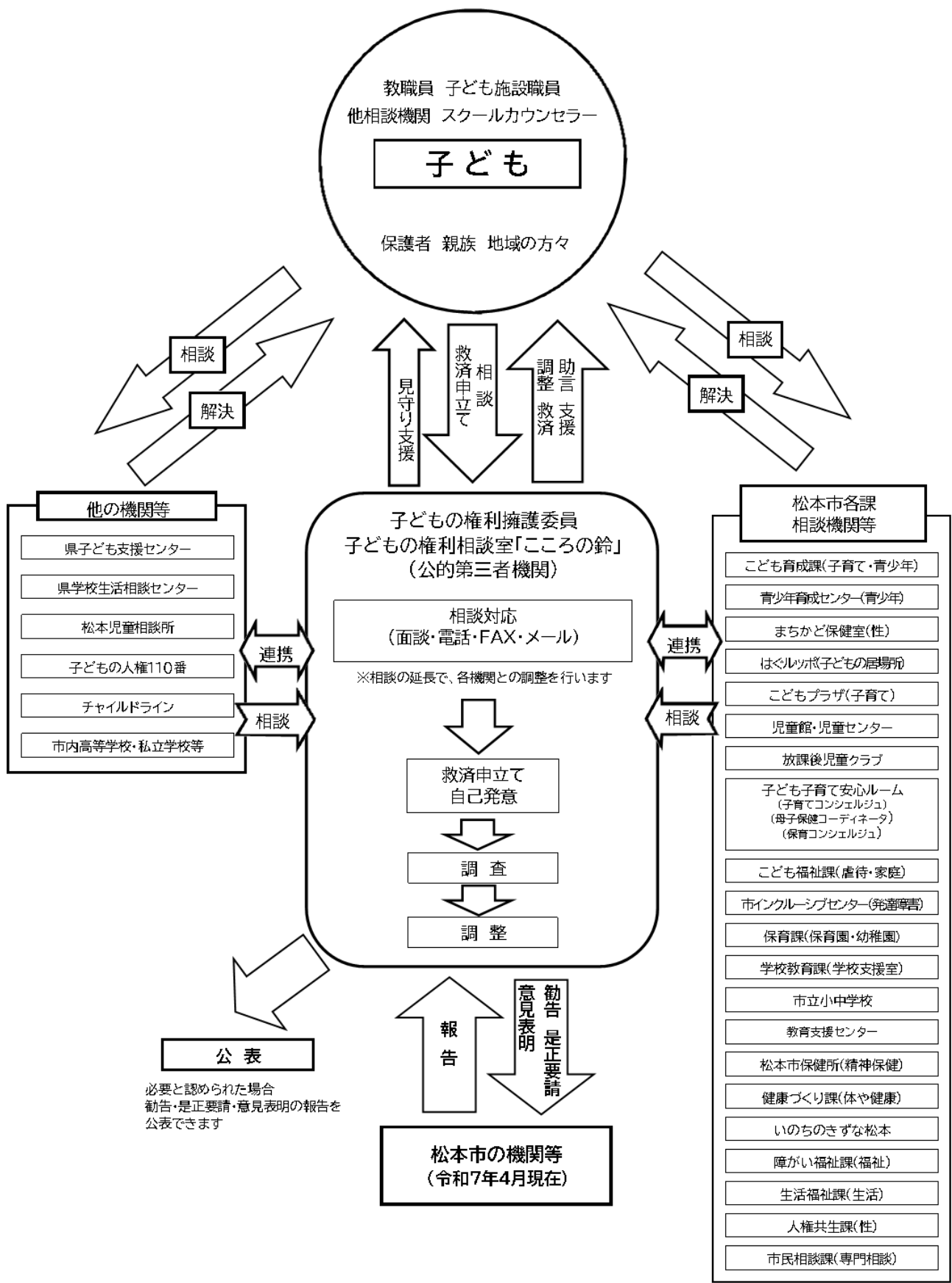
(4) 勧告などの尊重（条例第20条）

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 運営体制

区分	詳 細
開設日	平成25年7月17日
場 所	〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所2階
組織体制	● 子どもの権利擁護委員 3名 子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は2年ですが再任を妨げるものではありません。 ● 室長（調査相談員兼務） 1名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 子どもの権利侵害に関わる相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。 ● 調査相談員 3名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。
相談・救済の基本姿勢	● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（問題解決）、関係者間の調整を行います。 ● 子どもの権利侵害に関する相談以外にも、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。 ● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている18歳未満の子ども 18歳、19歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	● 月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～6時 ● 金曜日 午後1時～8時
相談方法	● 面 談 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。 ● 電 話 0120-200-195（フリーダイヤル） ● F A X 0263-34-3183 ● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

4 相談・救済の流れ





松本市役所大手事務所
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口

松本市役所大手事務所2階
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口



Ⅲ 相談状況・調整活動について

令和3年度から令和7年度までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は次のとおりです。

1 年間相談件数

令和7年度の相談受付は、初回相談件数（実件数）^{*1}130件、延件数^{*2}454件でした（表1・図1）。

令和7年度は前年度に比べて、実件数が33件減り、延件数も19件減りました。

これは、児童センター等での出前相談件数が減り、小学生からの相談が減ったことが考えられます。

年度	相談件数			
	実件数			延件数
	新規	昨年度継続	計	
令和3(2021)	127	28	155	327
令和4(2022)	129	14	143	268
令和5(2023)	163	17	180	426
令和6(2024)	152	11	163	473
令和7(2025)	116	14	130	454

表1：令和3年度～7年度 年度別相談件数

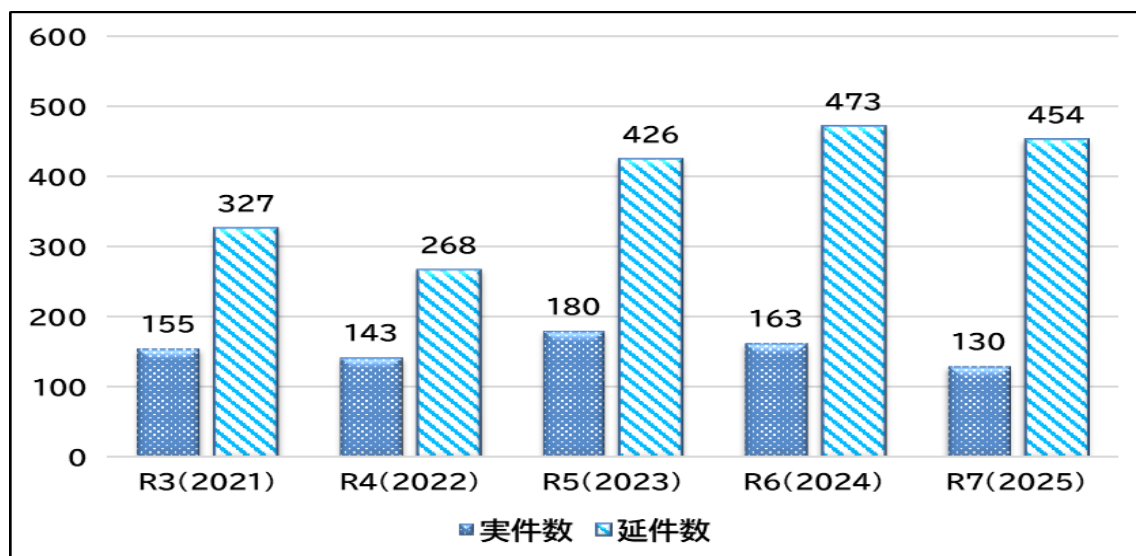


図1：令和3年度～7年度 年度別相談件数

*1 実件数…1案件についての初回から終結までの相談を1件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

*2 延件数…相談を受けた総数です。たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は延4件と数えます。

2 月別相談件数

令和7年度の相談件数は、実件数は新学期が始まった4月から2学期半ばの10月までコンスタントに10数件ありました。延件数は、4月を除いて30件から40数件の相談がありました（図2）。

令和7年度は、児童センター4館訪問をし、23件の相談がありました（P.33表11参照）。

令和8年度も計画的に訪問を実施して、現場で子どもたちの声を聴いていきたいと思います。

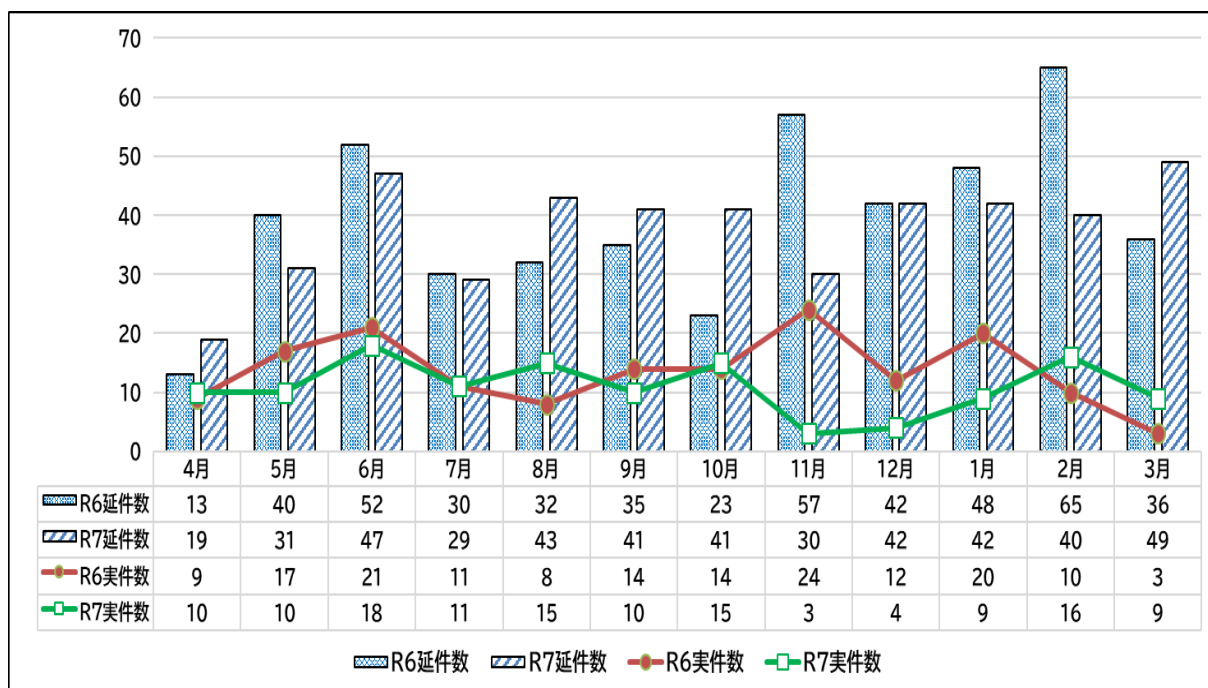


図2：令和6年度・令和7年度 月別相談件数（実件数・延件数）

参考 令和6年度・令和7年度松本市学校別等児童生徒数

年度	幼児(5歳以下)	小学生	中学生	高校生	合計
令和6年度	9,758	12,023	7,092	9,278	38,151
令和7年度	9,221	11,796	6,955	9,208	37,180

※ 幼児（5歳以下）は松本市公式ホームページ「令和7年年齢別男女別人口」（令和7年4月1日現在）から

※ 小中高校児童生徒数は令和7年度長野県教育要覧（令和7年4月1日現在）から

3 相談者

(1) 初回相談者数

令和7年度の初回相談実件数130件に対しての初回相談者数^{*3}は141人で、令和6年度の173人に比べて32人減少しています（表2・図3）。

小学生の初回相談人数が減ったのは、児童館・児童センターへの出前相談の回数が4館減り、相談件数も10件減ったためと思われます（P.33表11参照）。

出張相談により、相談員と話すことで、今後の悩みや辛さを信頼できる周りの大人に相談するきっかけになればと思います。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他大人	不明	計
令和6年度	0	58	16	21	5	57	3	12	1	173
令和7年度	0	42	17	20	8	42	3	3	6	141

表2：令和6年度・令和7年度 初回相談者数（人）

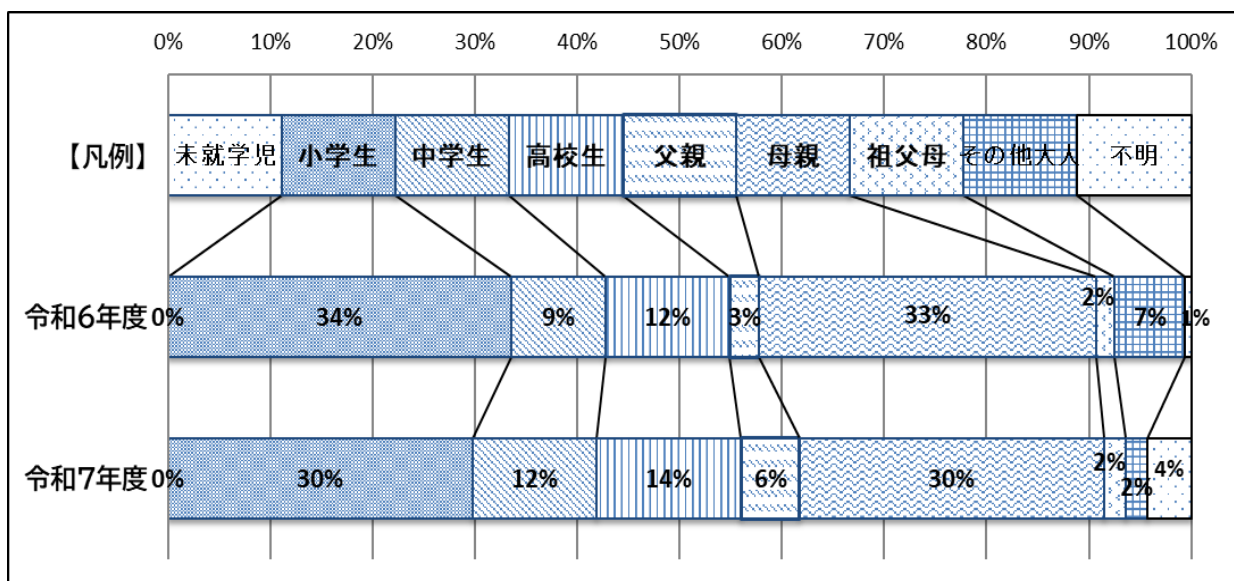


図3：令和6年度・令和7年度 初回相談者の割合

*3 初回相談者数… 初めて相談をした人数です。相談実件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

(2) 延相談者数

令和7年度延相談件数454件に対して延相談者数*4は488人でした。令和6年度に比べ延相談者数は10人減りました（表3・図4）。

また、小中学生・高校生を合わせた子どもからの相談が延164人で全体のおよそ34%でした。

大人は延312人で、父親は25人増え、母親も4人増加しました。その他大人（その他の家族や学校関係者など）は31人減りました。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他大人	不明	計
令和6年度	0	70	64	49	14	257	9	34	1	498
令和7年度	0	63	51	50	39	261	8	4	12	488

表3：令和6年度・令和7年度 延相談者数(人)

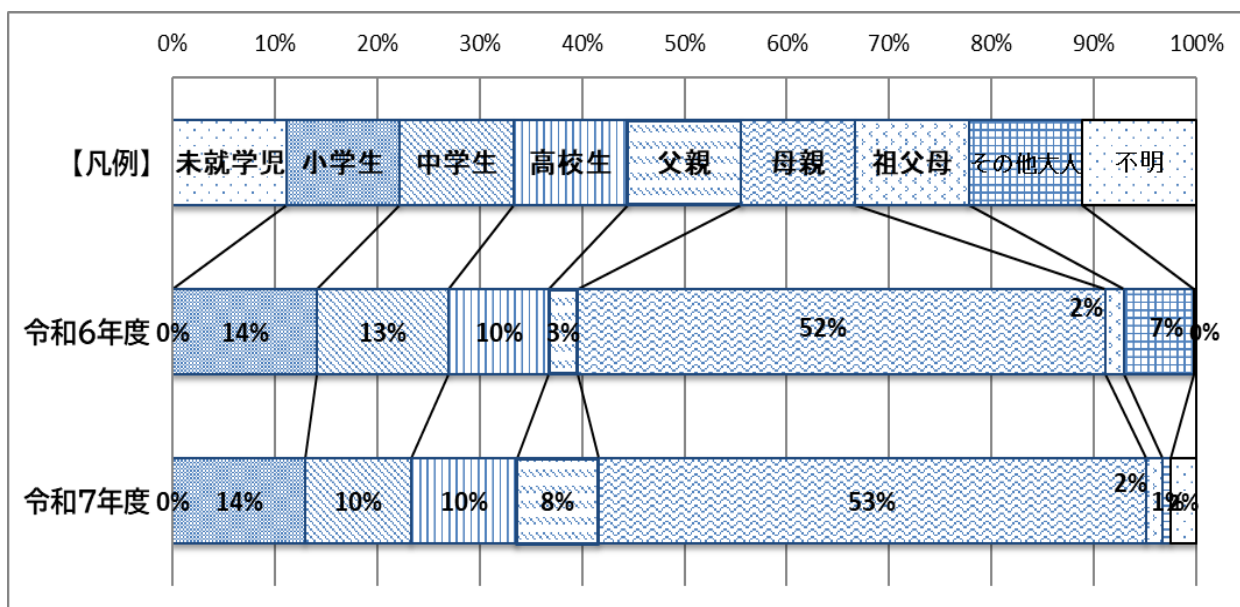


図4：令和6年度・令和7年度 延相談者の割合

*4 相談者数… 実際に相談をした人数です。相談延件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

4 相談対象者

(1) 初回相談対象者

令和7年度の初回相談件数、初回相談対象者*⁵は130人です。

小学生が57人で一番多く、続いて中学生39人、高校生26人となっています。未就学児は2人です（表4・図5）。

令和7年度は小学生が24人、中学生が5人、高校生が3人減りました。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和6年度	3	81	44	29	4	2	163
令和7年度	2	57	39	26	0	6	130

表4：令和6年度・令和7年度 初回相談対象者（人）

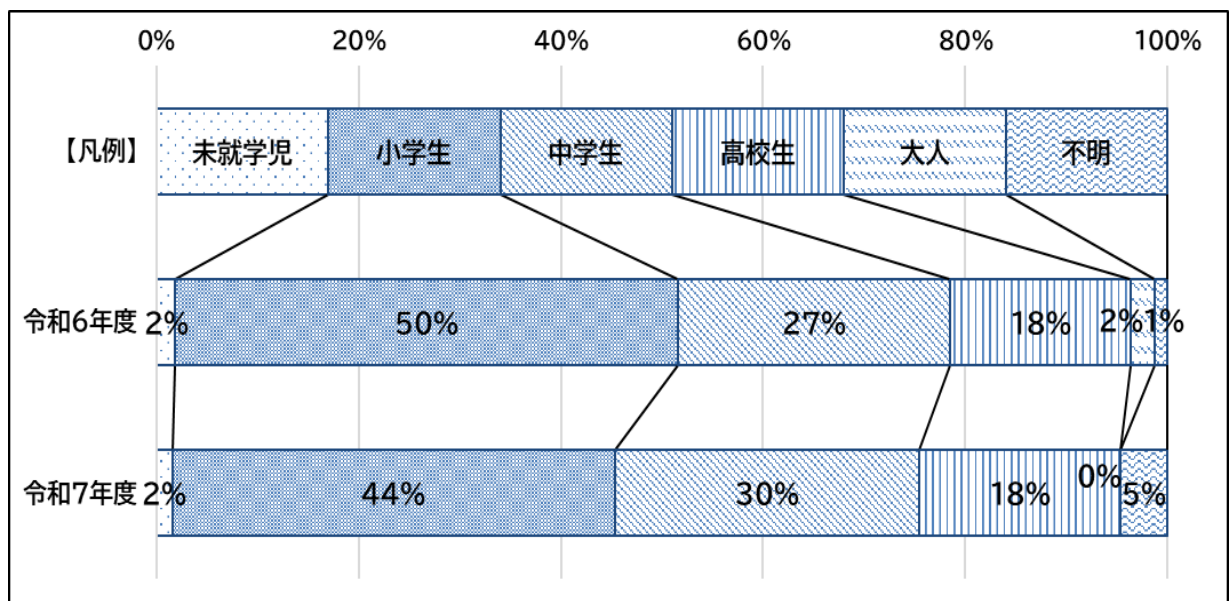


図5：令和6年度・令和7年度 初回相談対象者の割合

* 5 相談対象者 … 相談対象者の子どもは未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象者です。

相談件数と数値が異なる場合は、1回の相談で複数の子どもの相談があるためです。

(2) 延相談対象者

令和7年度の相談延件数454件に対する相談対象者*⁶は454人です。中学生が222人で一番多く、続いて高校生116人、小学生97人となっています（表5・図6）。未就学児は6人で、未就学の子どもの保護者等への周知が課題です。

令和6年度と比較すると、小学生が48人、高校生が15人減り、中学生が52人増となっています。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和6年度	6	145	170	131	19	2	473
令和7年度	6	97	222	116	1	12	454

表5：令和6年度・令和7年度 延相談対象者（人）

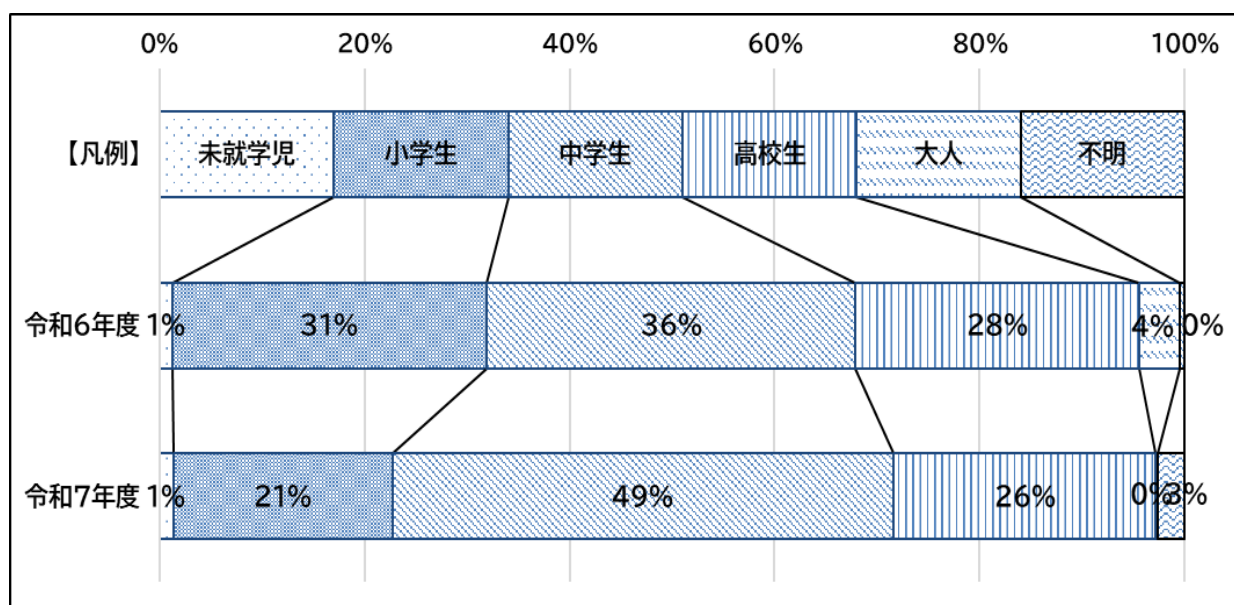


図6：令和6年度・令和7年度 延相談対象者の割合

* 6 相談対象者 … 子どもは概ね本人が相談対象です。

5 相談内容

(1) 初回相談内容

令和7年度の初回相談件数130件の相談内容の内訳は、交友関係が26件（20％）で一番多く、続いていじめ20件（15％）、心身の悩み14件（11％）、家族関係の悩み14件（11％）となっています（図7）。

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の指導	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関の対応	その他	相談不明	計
令和6年度	18	11	18	42	13	9	15	10	3	12	0	2	10	0	163
令和7年度	20	6	14	26	11	3	14	7	1	6	0	8	12	2	130

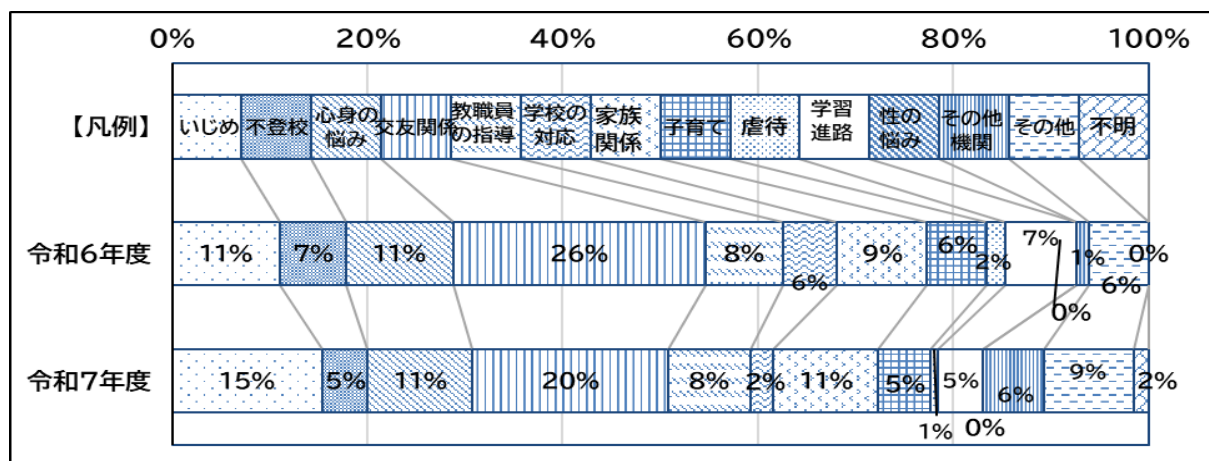


図7：令和6年度・令和7年度 初回相談内容の割合

令和7年度の初回相談者141人に対する子ども・大人別の相談内容の人数です。

子どもでは、交友関係が24人で一番多く、続いていじめが13人となっています。

大人は、いじめが8人、心身の悩みが8人、子育ての悩みが7人、教職員の指導・対応が6人、その他機関の対応が6人となっています（図8）。

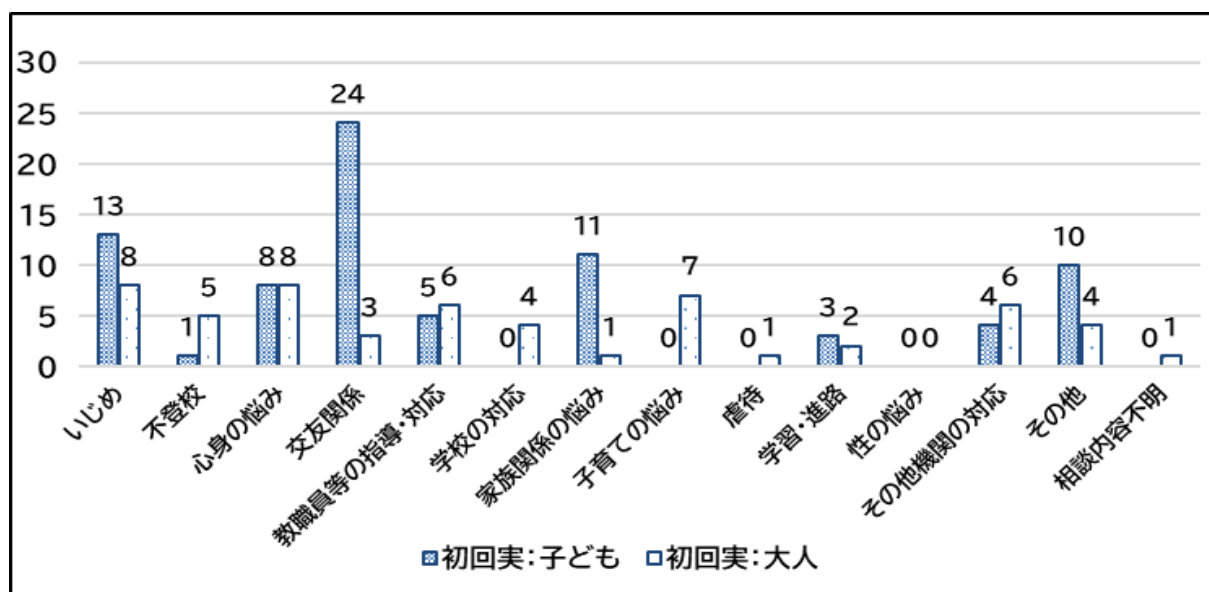


図8：令和7年度子ども・大人別初回相談内容別人数（人）

(2) 延相談内容

相談延件数 454 件の相談内容の内訳は、子育ての悩みが 127 件（28％）、その他機関の対応が 72 件（16％）、交友関係が 45 件（10％）、心身の悩みが 34 件（7％）、いじめが 34 件（7％）となっています（図 9）。

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の指導	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関の対応	その他	相談不明	計
令和6年度	44	27	41	71	50	18	35	135	5	27	0	3	17	0	473
令和7年度	34	9	34	45	30	8	23	127	7	15	0	72	47	3	454

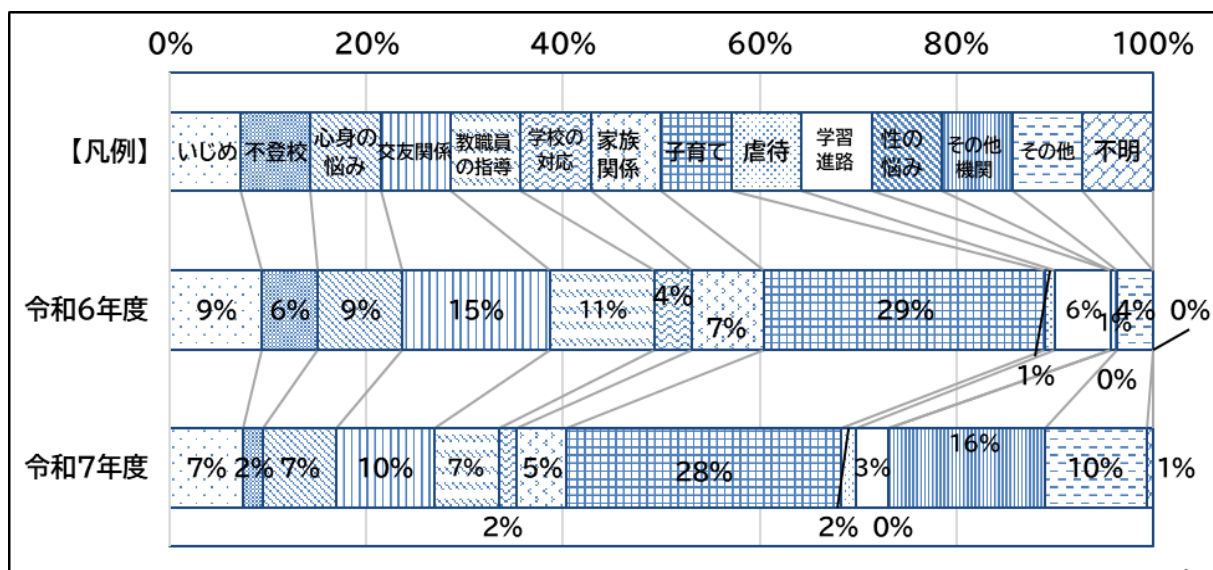


図 9：令和 6 年度・令和 7 年度 延相談内容の割合

令和 7 年度の延相談者 488 人に対する子ども・大人別の相談内容の人数です。

子どもでは、交友関係が 41 人で一番多く、続いて心身の悩みが 21 人、家族関係の悩みが 21 人となっています。

大人は子育ての悩みが 127 人、その他機関の対応が 72 人、いじめが 23 人となっています（図 10）。

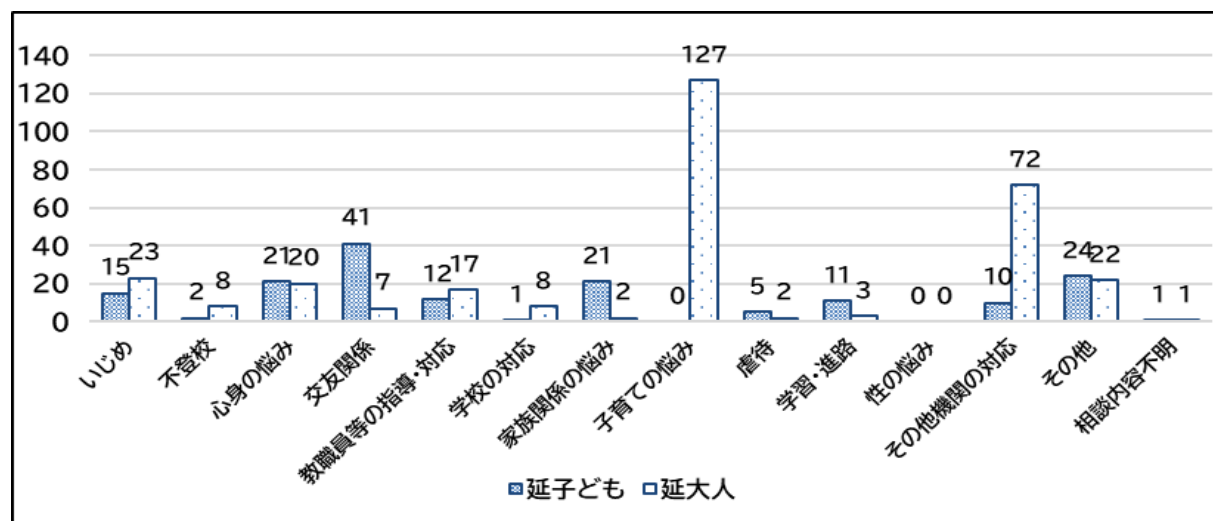


図 10：令和 7 年度子ども・大人別相談内容別延人数（人）

(3) 前年度比較相談内容詳細（数値は延件数）

ア いじめ（令和6年44件／令和7年34件）

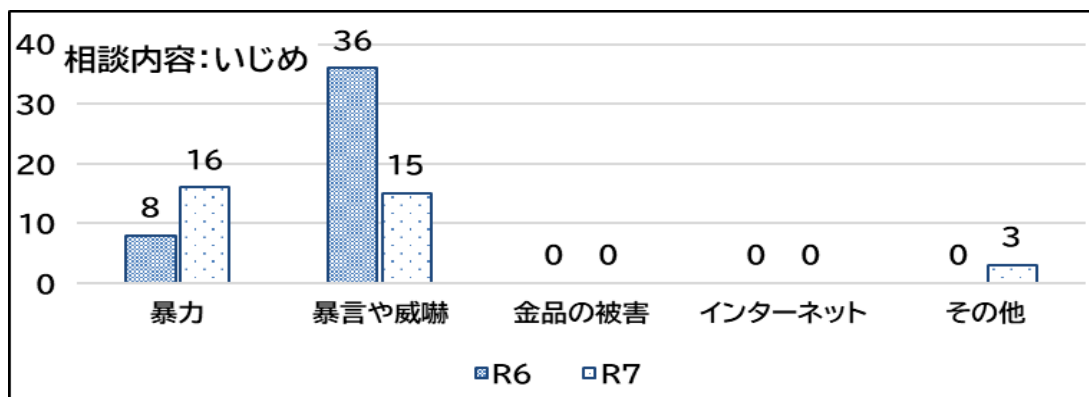


図11：相談内容 いじめ 詳細（件）

イ 不登校（令和6年27件／令和7年9件）

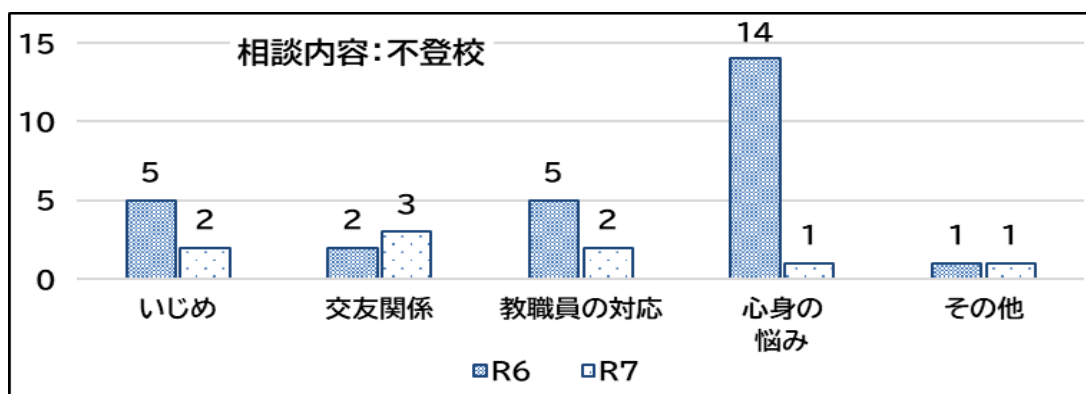


図12：相談内容 不登校 詳細（件）

ウ 教職員の指導・対応（令和6年50件／令和7年30件）

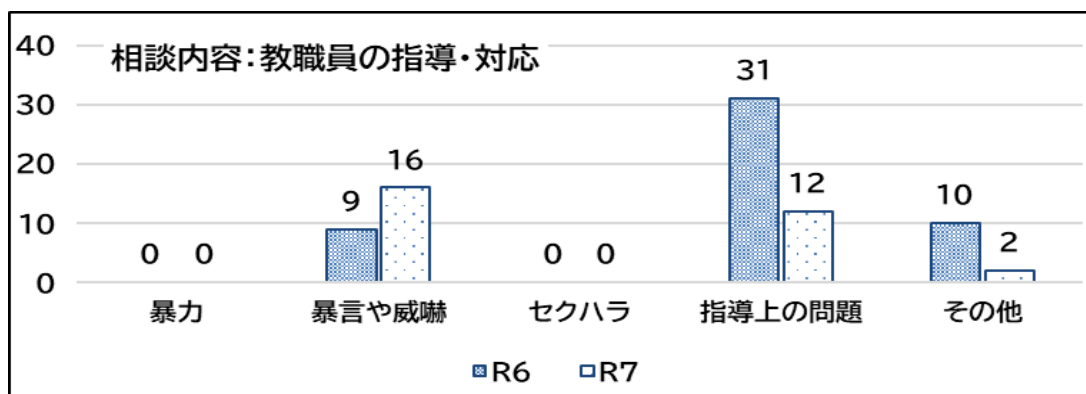


図13：相談内容 教職員の指導・対応 詳細（件）

エ 学校の対応（令和6年18件／令和7年8件）

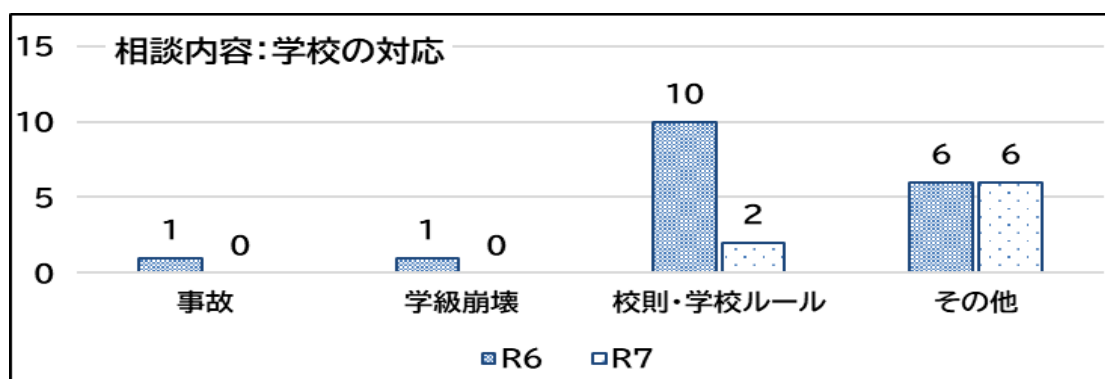


図14：相談内容 学校の対応 詳細（件）

オ その他機関の対応（令和6年3件／令和7年72件）

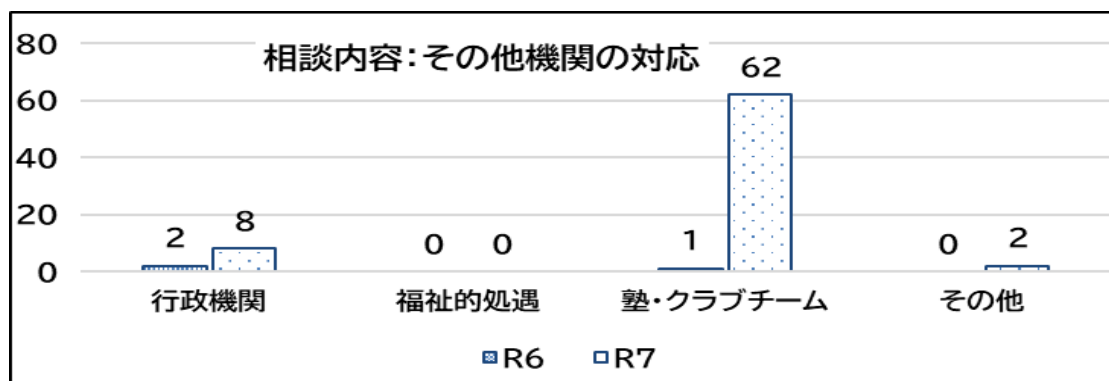


図15：相談内容 その他機関の対応 詳細（件）

カ その他（令和6年17件／令和7年47件）



図16：相談内容 その他 詳細（件）

6 相談回数

令和7年度は継続して相談する回数が平均3.4回で、前年度の平均2.9回から増えました。

初回相談数141件に対して、子ども82件(59%)、大人56件(41%)、不明3件、計90件は傾聴助言等により1回の相談で終了しています(表6・図17)。

調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加する傾向となっています。

10回以上相談がきた人数は、子ども3人、大人4人でした。

子ども大人		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	合計
子ども	小学生	39	0	0	1	1	1	0	1	0	0	43
	中学生	10	2	1	0	1	0	0	0	2	2	18
	高校生	11	4	1	0	2	0	2	0	0	1	21
	計	60	6	2	1	4	1	2	1	2	3	82
大人	父親	3	2	0	0	0	0	1	0	1	1	8
	母親	23	10	1	3	2	0	0	0	0	3	42
	祖父母	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
	その他	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	計	29	14	1	3	3	0	1	0	1	4	56
不明		1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
合計		90	21	3	4	8	1	3	1	3	7	141

表6：初回相談の継続状況（件）

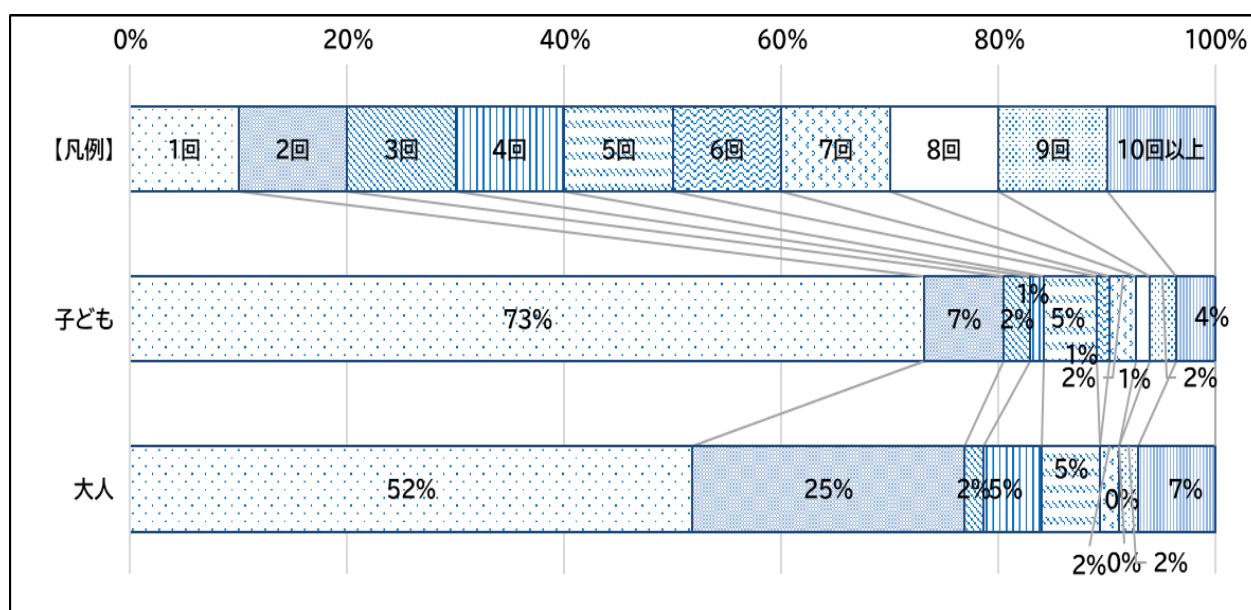


図17：初回相談の継続の割合

7 相談方法

(1) 初回相談方法

令和7年度の初回相談件数130件における初回相談方法は、電話75件（58%）、面談40件（31%）、メール15件（12%）です（図18）。

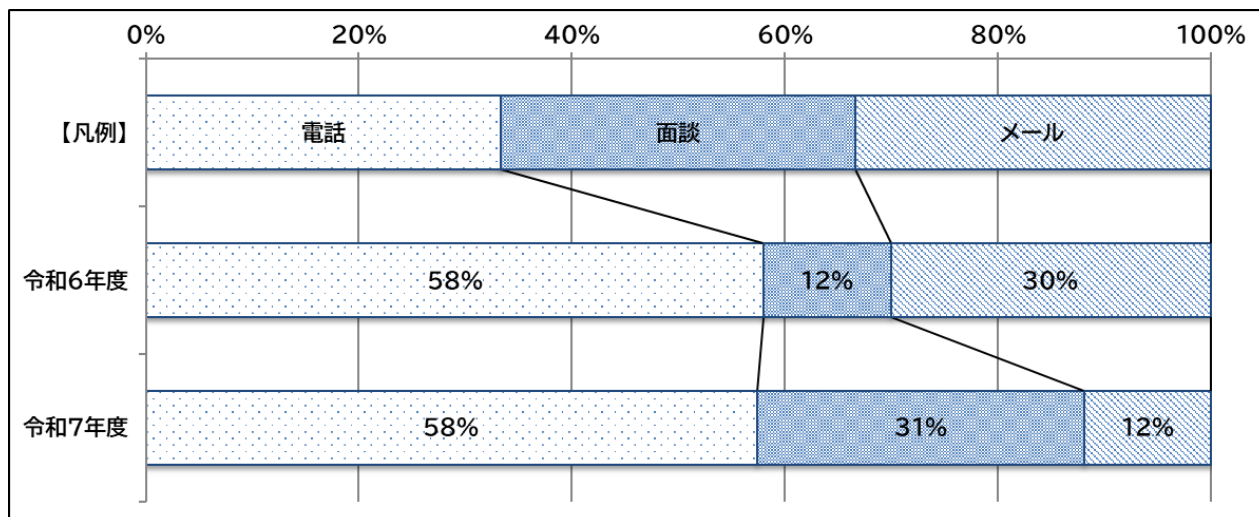


図18：実相談件数における初回相談方法の割合

(2) 延相談方法

令和7年度の延相談件数454件における相談方法は電話291件（64%）、面談73件（16%）、メール90件（20%）です（図19）。

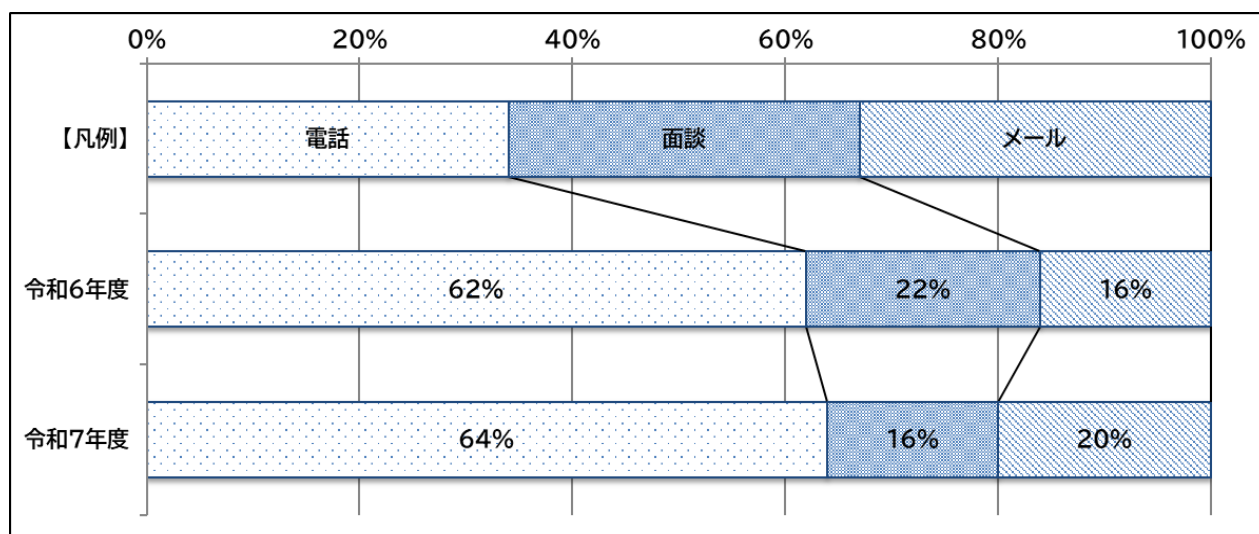


図19：延相談件数における相談方法の割合

8 時間帯別、曜日別（延件数）

(1) 時間帯別

17時台が116件（26%）、16時台が78件（17%）で、相談の多い時間帯となっています（図20）。

金曜日の18時台は17件（4%）、19時台は5件（1%）と少ないので、金曜日のこの時間帯が利用できることを周知することが必要と考えられます。

また、開設時間外が68件（14%）です。そのうち43件（63%）はメールです。

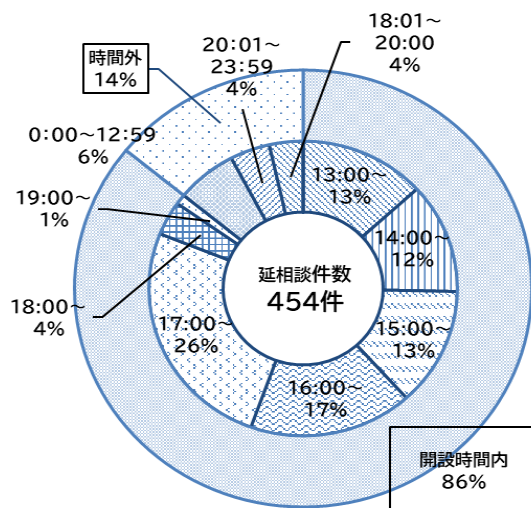


図20：相談延件数における相談時間帯

(2) 子どもの相談の時間帯別

子どもの延相談人数164人における時間帯別相談の割合は、16時台（22%）が一番多く、次いで13時台（16%）、17時台（15%）となります（図21）。

また、その他（開設時間外）は相談が26件（16%）です。

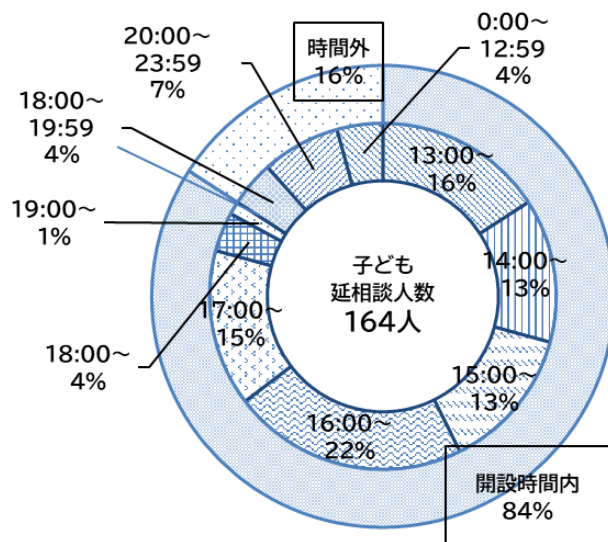


図21：子どもの延相談人数における相談時間帯

(3) 曜日別相談状況

延相談件数454件における相談の曜日で多いのは火曜日が104件（23%）です。

その他の曜日は水曜日97件（21%）、金曜日82件（18%）の順でした（図22）。

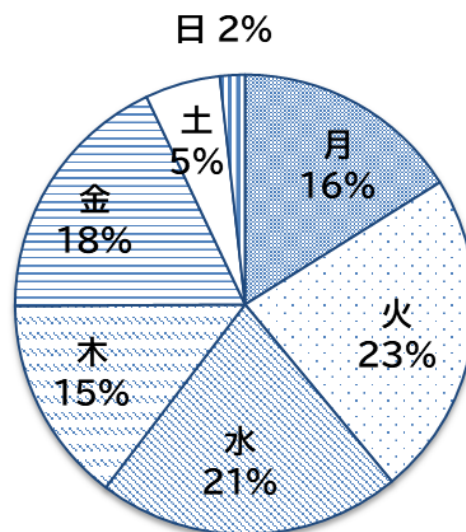


図22：相談延件数における曜日別状況

9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員を中心に各機関との紹介や連携、調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思を確認することから始まります。

その後、子どもに関わる各機関に事実確認をするなど、専門性を生かした対応の依頼と、問題解決のための調整等をして関係の修復を図ります。

(1) 令和7年度の紹介・連携・調整状況

令和7年度は26案件について延52回実施しました（表7）。

相談内容	連携・調整先										
	案件数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者	合計
いじめ	7		1	1	1	1		2	4		10
不登校	3			1		2			2		5
心身の悩み	0										0
交友関係	1								1		1
教職員の指導・対応	4				4	3		1			8
学校の対応	2					1			1		2
家族関係の悩み	1						2		2		4
子育ての悩み	1						1				1
虐待	2						6		3		9
学習進路											0
その他機関の対応	5						2		4	6	12
その他											0
合計	26	0	1	2	5	7	11	3	17	6	52

表7：相談内容別 連携・調整回数

(2) 調整事例

相談から紹介・連携・調整となった26件から抜粋した事例です。個人や調整先が特定できないよう一部内容を変更して記載しています（表8）。

NO	相談対象	相談内容	経過	成果・課題
1	中学生	虐待	父親の再婚した養母による虐待があると実母から電話(2回)での相談事例。 実母から警察、関係機関にも連絡済であるため、関係課から関係機関へ本機関が聴いた情報を伝えてもらった。	関係機関が関わって支援をしていることが分かった。 現在は実母に親権がないので、その苦しい気持ちを本機関が聴くことで気持ちが落ち着いた。
2	中学生	いじめ	小学校の同級生からのいじめで不登校になったと保護者からの相談事例。 教育委員会に相談に行く前に本機関に相談に来たため、相談者の了解を得て教育委員会に繋げた。	教育委員会に情報提供したところ、学校で対策を考えていることが分かった。 相談者に連絡先を聞けなかったため、学校の対策について伝えることができなかった。
3	小学生	その他機関の対応	地域で子どもの支援をしている大人から、ヤングケアラーが心配される子どもに対する支援が足りていないのではないかと電話(2回)での相談事例。 子どもの様子を関係課に連絡した。	複数の関係課が今後もさまざまな支援を継続していくと確認が取れた。 子どもの権利が侵害されていると思われる場合は、本機関へ相談できることを周知する必要性を感じた。
4	小学生	家族関係の悩み	メール(4回)で、父から暴行や暴言を受けるという子どもからの相談事例。 母も事実を承知していると分かった。 関係課、関係機関とも連携し、学校と情報共有した。	関係機関が学校に本児童の状況を確認した。 本児童の特性等も考慮しつつ、今後も関係機関と情報を共有しながら連携していくこととなった。
5	中学生	いじめ	市民から中学生が暴行を受けている現場を見たとの電話通報事例。 学校へ連絡するか考えた末に本機関へ連絡するのが良いと考え連絡がきた。 通報者からの情報を基に、現場の施設、学校へ連絡した。	学校は伝えた情報をもとに即対応した。 市民への本機関の周知の重要性を感じた。
6	高校生	虐待	本人が保護者から日常的に暴言を受け、学校に相談したところ、本機関への相談を勧められて来室(2回)、その後もメール(2回)や電話(1回)で連絡を取り合った。 緊急的な避難等も考慮し、関係課、関係機関と情報を共有、連携した。	本人の思いを受け止めつつ、緊急時は友人宅や本機関へも避難できることを確認した。 相談者への丁寧な傾聴で得た情報を関係機関に伝え、虐待に対する関係機関の対応の仕方を再認識してもらう重要性を感じた。

表8：調整事例の概要

統計資料：令和5年度・6年度・7年度 相談実績（実件数・延件数）

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(実件数)
令和5年度・6年度・7年度

(令和8年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	実件数	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180
	延件数	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426
R6	実件数	9	17	21	11	8	14	14	24	12	20	10	3	163
	延件数	13	40	52	30	32	35	23	57	42	48	65	36	473
R7	実件数	10	10	18	11	15	10	15	3	4	9	16	9	130
	延件数	19	31	47	29	43	41	41	30	42	42	40	49	454

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	小学生	0	2	2	1	1	6	5	23	16	10	18	9	93
	中学生	2	3	1	0	2	2	1	1	1	1	0	0	14
	高校生	2	1	1	2	1	3	0	1	0	1	3	2	17
	大人	4	9	11	3	7	8	1	9	7	2	4	1	66
	不明	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	5
	計	9	15	15	7	11	21	7	34	24	14	25	13	195
R6	小学生	1	3	3	7	3	4	7	15	5	7	2	1	58
	中学生	2	5	1	0	1	2	0	1	1	3	0	0	16
	高校生	3	2	3	1	2	3	1	1	0	3	2	0	21
	大人	4	8	15	3	4	6	7	8	6	8	6	2	77
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	10	18	23	11	10	15	15	25	12	21	10	3	173
R7	小学生	1	1	4	7	8	1	9	1	0	3	6	1	42
	中学生	0	2	1	1	2	0	4	0	4	1	0	2	17
	高校生	2	2	4	2	2	3	1	0	0	2	0	2	20
	大人	6	4	9	3	4	7	3	2	1	2	11	4	56
	不明	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	1		6
	計	10	10	19	13	16	12	17	3	5	9	18	9	141

■ 相談方法

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	電話	7	9	12	4	9	11	5	11	6	3	6	3	86
	電子メール	2	2	0	1	0	3	0	2	1	2	0	2	15
	面談	0	2	1	2	1	4	0	20	16	9	16	8	79
	計	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180
R6	電話	8	13	14	5	2	11	8	8	7	8	8	3	95
	電子メール	0	1	3	0	2	1	2	1	0	8	1	0	19
	面談	1	3	4	6	4	2	4	15	5	4	1	0	49
	計	9	17	21	11	8	14	14	24	12	20	10	3	163
R7	電話	9	6	12	6	4	4	5	3	3	6	12	5	75
	電子メール	1	2	1	0	2	2	0	0	0	3	2	2	15
	面談	0	2	5	5	9	4	10	0	1	0	2	2	40
	計	10	10	18	11	15	10	15	3	4	9	16	9	130

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容														
年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	いじめ	0	0	1	1	0	0	0	4	2	1	5	1	15
	不登校	2	2	3	0	3	0	0	1	0	0	1	0	12
	心身の悩み	3	3	0	1	1	5	1	4	2	1	5	1	27
	交友関係	0	1	2	3	0	6	2	15	11	7	7	4	58
	教職員の対応	0	0	1	1	3	2	1	2	3	1	1	1	16
	学校の対応	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3
	家族関係の悩み	2	1	1	0	1	1	0	1	4	1	2	2	16
	子育て	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	5
	虐待	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	学習・進路	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	2	7
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	4	4	1	1	1	0	4	1	1	0	1	19
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180
R6	いじめ	2	2	3	1	0	2	2	2	1	2	1	0	18
	不登校	0	2	1	1	1	0	1	0	0	2	3	0	11
	心身の悩み	0	3	0	2	1	2	1	1	1	6	1	0	18
	交友関係	2	4	5	3	2	3	6	7	4	4	2	0	42
	教職員の対応	1	0	2	0	1	2	0	3	1	2	1	0	13
	学校の対応	0	1	1	2	1	2	1	0	1	0	0	0	9
	家族関係の悩み	1	1	3	0	0	1	1	4	1	2	0	1	15
	子育て	1	1	1	0	1	1	0	1	2	1	1	0	10
	虐待	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	3
	学習・進路	1	2	2	1	1	0	1	3	0	1	0	0	12
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	その他	1	1	2	1	0	0	0	3	0	0	0	2	10
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9	17	21	11	8	14	14	24	12	20	10	3	163
R7	いじめ	1	3	1	4	0	1	3	1	2	3	1	0	20
	不登校	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	6
	心身の悩み	1	1	1	1	4	1	1	0	1	1	2	0	14
	交友関係	1	0	4	2	3	0	5	1	1	2	5	2	26
	教職員の対応	1	0	4	1	0	2	1	0	0	1	1	0	11
	学校の対応	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	家族関係の悩み	2	0	1	0	3	3	1	0	0	0	2	2	14
	子育て	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	2	7
	虐待	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	学習・進路	1	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	6
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	1	2	0	0	1	3	0	0	0	0	1	8
	その他	0	1	0	2	4	0	0	0	0	1	3	1	12
	不明	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	計	10	10	18	11	15	10	15	3	4	9	16	9	130

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(延件数)
令和5年度・6年度・7年度

(令和8年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	実件数	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180
	延件数	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426
R6	実件数	9	17	21	11	8	14	14	24	12	20	10	3	163
	延件数	13	40	52	30	32	35	23	57	42	48	65	36	473
R7	実件数	10	10	18	11	15	10	15	3	4	9	16	9	130
	延件数	19	31	47	29	43	41	41	30	42	42	40	49	454

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	小学生	0	2	2	1	1	11	5	25	18	10	18	9	102
	中学生	3	13	7	1	9	13	4	8	5	3	3	2	71
	高校生	3	4	3	2	1	3	1	8	5	3	6	6	45
	大人	4	12	25	13	23	35	10	26	31	16	15	9	219
	不明	1	0	0	1	0	10	0	0	0	0	0	1	13
	計	11	31	37	18	34	72	20	67	59	32	42	27	450
R6	小学生	1	4	4	7	3	4	7	17	6	8	6	3	70
	中学生	2	5	6	0	3	3	1	2	2	13	16	11	64
	高校生	4	3	3	6	5	11	2	2	0	5	5	3	49
	大人	7	30	46	17	24	19	14	41	36	23	38	19	314
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	14	42	60	30	35	37	24	62	44	49	65	36	498
R7	小学生	5	1	5	10	11	1	9	1	0	3	10	7	63
	中学生	0	8	8	3	10	1	5	0	5	4	5	2	51
	高校生	2	5	6	3	5	5	4	4	3	3	4	6	50
	大人	13	17	27	17	20	38	27	25	34	29	30	35	312
	不明	2	1	2	0	0	1	0	0	1	3	1	1	12
	計	22	32	48	33	46	46	45	30	43	42	50	51	488

■ 相談方法

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	電話	8	19	30	15	28	32	17	26	17	16	19	11	238
	電子メール	3	8	2	1	0	23	0	15	21	6	0	2	81
	面談	0	2	2	2	5	10	1	23	18	10	20	14	107
	計	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426
R6	電話	11	34	34	18	16	23	14	34	29	21	37	20	291
	電子メール	0	2	9	3	10	8	3	4	6	22	26	12	105
	面談	2	4	9	9	6	4	6	19	7	5	2	4	77
	計	13	40	52	30	32	35	23	57	42	48	65	36	473
R7	電話	14	18	32	20	19	32	25	19	29	30	22	31	291
	電子メール	2	8	9	1	10	3	4	8	11	11	9	14	90
	面談	3	5	6	8	14	6	12	3	2	1	9	4	73
	計	19	31	47	29	43	41	41	30	42	42	40	49	454

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容														
年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	いじめ	0	0	1	1	1	0	0	12	20	2	5	1	43
	不登校	2	2	5	2	10	2	1	1	0	1	1	1	28
	心身の悩み	3	8	2	1	1	25	3	8	6	1	8	2	68
	交友関係	0	1	2	4	0	6	6	18	11	8	9	6	71
	教職員の対応	0	0	1	4	6	12	1	6	4	4	1	1	40
	学校の対応	1	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	5
	家族関係の悩み	2	2	1	0	1	1	0	8	6	4	3	3	31
	子育て	0	0	1	1	1	7	1	1	2	4	10	5	33
	虐待	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	学習・進路	1	2	2	1	0	1	0	1	2	1	0	3	14
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2	13	17	4	13	10	5	9	5	6	2	5	91
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426
R6	いじめ	2	3	4	2	0	2	2	4	9	8	7	1	44
	不登校	0	3	6	1	2	1	1	1	0	3	8	1	27
	心身の悩み	0	3	0	2	2	10	3	1	1	13	5	1	41
	交友関係	2	5	6	3	2	3	8	8	6	9	9	10	71
	教職員の対応	1	0	2	2	7	2	0	13	2	2	13	6	50
	学校の対応	0	4	1	3	3	3	2	0	1	0	1	0	18
	家族関係の悩み	1	1	10	0	0	1	1	6	1	4	6	4	35
	子育て	4	17	18	9	12	12	3	18	21	6	8	7	135
	虐待	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	5
	学習・進路	1	3	2	6	1	0	1	3	0	2	5	3	27
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3
	その他	2	1	2	2	3	0	0	3	0	1	1	2	17
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	13	40	52	30	32	35	23	57	42	48	65	36	473
R7	いじめ	1	4	1	7	0	7	3	1	6	3	1	0	34
	不登校	1	1	0	0	0	0	1	2	1	0	1	2	9
	心身の悩み	6	9	1	1	6	1	2	1	2	1	4	0	34
	交友関係	1	0	6	4	9	0	5	3	2	2	9	4	45
	教職員の対応	1	2	9	2	1	2	1	0	0	5	4	3	30
	学校の対応	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	4	0	8
	家族関係の悩み	3	0	2	1	4	3	2	0	0	0	2	6	23
	子育て	4	8	15	11	13	13	12	11	12	6	5	17	127
	虐待	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	7
	学習・進路	1	1	5	0	2	1	1	2	0	2	0	0	15
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	1	6	0	0	9	11	9	15	15	4	2	72
	その他	0	1	2	3	8	3	3	1	3	7	5	11	47
	不明	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	計	19	31	47	29	43	41	41	30	42	42	40	49	454

IV 申立て・自己発意について

1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第17条第2号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第8条、9条、10条、11条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例第17条第2号、施行規則第10条第2項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例第17条第2号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求めることもでき（条例第17条第3号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第18条）。

2 申立て・自己発意の状況

(1) 申立て

スポーツクラブ所属の中学生複数から、監督及びコーチによる暴言を理由とする人権救済の申立てをうけ、調査の結果、暴言が認められたので、対象クラブとその上部団体に対し、子どもの指導にあたって下記の事項に配慮するよう是正要請をしました（案件番号07-001）。

クラブからは改善報告書が提出され、上部団体とも協議を行いました。

記

ア 暴言や、身体的生理的特徴や技能の優劣による差別し否定する言葉使いは慎む

同じ言葉使いでも受け止めが異なることを念頭におき、個々の反応を適切に把握し、必要なフォローをする

イ 勝利至上主義に陥らないよう、チームの活動が個々の子どもの自己実現の場となるようにする

ウ 子どもの権利を尊重する指導の研修を受け、指導技術の研鑽に努め、研修を指導者全員で共有する

エ スポーツ安全保険等を活用し、子どもらに周知する

オ 保護者会を機能させ、相談窓口を設置する

カ 申立人らに対する誹謗中傷その他さらなる人権侵害行為をしない

参考 過去の申立てによる救済事例

	案件番号	案件名	月 日	対応
1	25-001	教師による不適切な行為	平成25年8月28日	事情聞き取り後、申立て受理
			平成25年9月10日、17日	学校側から聞き取り
			平成25年9月20日	教師から謝罪を受ける
			平成25年12月25日	調査の終了を通知
2	06-001	学校での出来事 いじめ	令和6年12月	申立て受理
			令和7年2月5日	調査 学校で聞き取り調査
			令和7年2月	調査報告
			令和7年10月	調査の終了通知を送付
3	07-001	学校外活動について 指導者の暴言	令和7年10月8日	申立て受理
			令和8年1月10日	調査 指導者への聞き取り
			令和8年2月4日	報告 申立人へ聞き取り内容説明
			令和8年4月24日	関係機関へ是正要請書を送付
			令和8年5月7日	関係機関と調整、改善報告書を依頼
			令和8年5月25日、6月4日	関係機関から改善(是正)報告書を受理

表9-1：申立ての状況

(2) 自己発意

令和7年度の自己発意案件はありませんでした。

参考 過去の自己発意による救済事例

	案件番号	案件名	月 日	対応
1	27-0001	スポーツ競技会主催 団体の運営について	平成27年8月31日	発意
			平成27年9月～ 平成28年7月	調査
				聞き取り調査
				各団体への照会 団体との意見交換
			平成29年3月27日	意見表明
2	30-0001	学校外の活動について	平成30年6月7日	発意
			平成30年12月3日～ 12月21日	調査
				小学4年生から中学3年生のアンケート
			平成31年4月	個別救済
			令和元年7月	報告書作成
				関係機関への配布 松本市公式ホームページ掲載
			令和元年9月	松本体育協会の82加盟団体、56スポーツ 少年団、合計138団体へ報告書及び「子ども の権利擁護委員意見書」を配付
			令和元年12月	上記以外の学校外活動主催団体102団体 (塾、音楽教室等)へ結果配付

表9-2：自己発意の状況

V 広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに関係する大人にも、相談室の存在を周知し、子どもの権利への理解と相談室との連携をお願いしています。

1 子どもへの広報・啓発

(1) 周知用カード、ポスター、こころの鈴通信配付

令和7年度もカード及びポスター、通信（37頁～43頁参照）を市内の小中高等学校の児童・生徒等へ配付しました（表10）。

市立小中学校の保護者には、保護者用通信アプリで通信を配信しました。

また、子ども・青少年の居場所、子ども食堂等へカード及びポスターを、市地区公民館へカードを配付しました。

配付時期	配付物	対象者
令和7年 5月	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 カード：全児童・生徒・担任・保健室 約30,000枚
5月	「こころの鈴通信」第38号 小学生版／中高生版	市内小学校・中学校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約21,500枚 市内高校生には通信アプリで送付 約8,500通
8月	「こころの鈴通信」第39号 小学生版／中高生版	市内小学校・中学校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約21,500枚 市内高校生には通信アプリで送付 約8,500通
9月	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード・ポスター	県信州こどもカフェ6か所：カード180枚 子ども食堂・子どもの居場所21か所：カード750枚、ポスター5枚 市地区公民館35か所：カード1,050枚
10月	「こころの鈴通信」第40号 小学生版／中高生版 ※「子どもの権利ニュース」合併号	市内小学校・中学校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約21,500枚 市内高校生には通信アプリで送付 約8,500通
令和8年 1月	「こころの鈴通信」第41号 小学生版／中高生版	市内小学校・中学校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約21,500枚 市内高校生には通信アプリで送付 約8,500通

※盲学校へはワードデータを送信し、点字化をお願いしています。

表10：カード、通信の配付状況

(2) 児童館・児童センター等訪問

児童館や児童センター・放課後児童クラブへ通う小学生の子どもたちに、子どもの権利に関する学習会と相談室の紹介、大型絵本の読み聞かせ、個別相談を行いました。

令和7年度は4館で出前講座を行いました（表11）。

訪問先では子どもたちから様々な話を聴くことができ、児童センター職員からも相談を受けました。

No.	月 日	曜日	場 所	参加者	相談人数	訪問者
1	7月28日	月	旭町放課後児童クラブ	66	7	室長・相談員・こども育成課1
2	8月19日	火	高宮児童センター	72	7	室長・相談員・こども育成課1
3	8月20日	水	芳川児童センター	150	1	相談員・こども育成課2
4	10月20日	月	並柳児童センター	64	8	相談員・こども育成課2
合計			4館	352	23	

表11：児童館・児童センター等訪問

2 学校への広報・啓発

(1) こころの鈴通信

11月の人権月間（週間）及び「まつもと子どもの権利ウィーク」（子どもの権利の日の11月20日を含む1週間。令和7年度は11月17日～23日）に合わせて、「こころの鈴通信」第40号の配付をしました。

(2) 校内放送

例年、松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知する目的で行われています。

市内小中学校での校内放送は3回に分けて、各学校の状況に合わせて給食等の時間に行ってもらいました。原稿は放送委員や担当教諭に読んでもらっています。

3 市民(大人)への広報・啓発

勉強会で子どもの権利に関する条例と相談室への理解を周知しました。

市民の集まるイベントで「こころの鈴」のPRをしました（表12）。

また、市の公式ホームページを活用して広報を行いました。

実施月日	曜日	内 容	参 加 者	派遣者
令和7年 5月20日	火	松本市人権教育連絡協議会 兼松本市学校人権教育 推進委員会 「松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に ついて」	55人	室 長
6月19日	木	松本市青少年補導委員協議会 「現在の子どもの悩み・相談について」	55人	室 長
9月26日	金	松本市主任児童委員講演会 「松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』に寄せら れる相談内容の傾向と支援について」	50人	室 長
9月27.28 日	土日	市民活動フェスタ 松本市立博物館にて (松本市子どもの権利条例について、子どもの権利 について、こころの鈴PR・・・パネル展示)	約4,000人	パネル展示

表12:市民(大人)への広報・啓発

【参考資料】

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表

こ 子どものための相談室 ころの鈴 ずす
あなたの声をきかせてね

でんわ (むりょう)
0120-200-195
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

はなしにきてね お城の近くです
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

月～木・土曜日 pm1:00～6:00
金曜日 pm1:00～8:00




裏

松本市には、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」があります。

「こころの鈴」は、子どもたち、保護者、地域のみなさんの相談を受け、子どもの最善の利益を一緒に考えます。

子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

お車の方は市役所の駐車場をご利用ください。

大手事務所2階
こころの鈴



松本市役所大手事務所2階 〒390-0874 松本市大手3-8-13

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」ポスター

一人でなやんでいるあなたへ
SOSを出していいんだよ!

松本市
子どもの権利相談室
ずす

こころの鈴

こまっている時、うれしい時
なんとなく誰かとはなしたい時
あなたの声をきかせてね

松本市には、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」があります。

「こころの鈴」は、子どもの笑顔あふれるまちをめざし、保護者や地域のみなさんの相談を受け、一緒に子どもたちを支えています。

子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

はなしにきてね お城の近くです
お車の方は市役所の駐車場をご利用ください。

松本城
松本市役所
大手事務所2階
こころの鈴
〒390-0874
松本市大手3-8-13

でんわ (むりょう)
0120-200-195
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
月～木・土曜日 pm1:00～6:00
金曜日 pm1:00～8:00




■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード配付にあたっての依頼文

○ 担任の先生宛

担任の先生方へ

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴通信」
配付のお願い

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

「こころの鈴通信」を配付していただくにあたり、先生方から児童・生徒さんへ、次ようなこととお話ししながらお渡しいただけましたら幸いです。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしていること
- どの子どもも愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができること
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は相談ができること

子どもの権利擁護委員と「こころの鈴」は、「子どもにとっての最善の利益」を共に考え実現していくため、先生方との連携を願っています。

子どもたちに届き、心に残るような「こころの鈴」のお知らせにご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦
平林 優子
石曽根正勇

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手 3-8-13
大手事務所 2 階
電話：0263-36-2505(直通)

○ 養護教諭宛

養護教諭の方へ

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴通信」の
保健室設置をお願いします

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

不安定な気持ちを抱えて保健室を訪れる児童生徒さんに「こころの鈴」の情報が届きますよう保健室への設置をお願いいたします。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしています。
- どの子どもも愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができることを願っています。
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は相談ができます。

子どもの権利擁護委員と「こころの鈴」は、「子どもにとっての最善の利益」を共に考え実現していくため、先生方との連携をしたいと思います。

子どもたちに届きますよう「こころの鈴」のご案内にご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦
平林 優子
石曽根正勇

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手 3-8-13
大手事務所 2 階
電話：0263-36-2505(直通)

※保健室用に 10 枚同封してあります。

こころの鈴通信

【保護者の皆様へ】

松本市には、子どもの権利に関する条例があります。「こころの鈴」はこの条例に基づいて設置されている相談室です。子どもたちが自分らしくのびのびと生きていくことを応援しています。

子どもさんに関する相談は、大人の皆さんからも受け付けています。親や大人にとつての「よかれ」ではなく、子どもにとつて何が一番大切かを一緒に考え、子どもたちが自ら決め行動できることを一緒に支援できたらと思います。

気になること、心配なことがありましたら、ご相談ください。



まつもとこ 松本市子どもの権利擁護委員の紹介



楽しかったこと、嫌だったこと、悲しかったことがあったら「こころの鈴」に、電話をしてみてください。

私たちは、皆さんの困っている相談を受けたり、子どもの権利が守られていないときに助けたりします。

どうしたらよいか一緒に考えましょう。

きつと心が軽くなりますよ。

「こどものけんり」って？ No1

①差別の禁止 : 権利はすべての子どもたちのもの。男女や年齢、容姿、学力など、あれもこれも、男や年齢、容姿、学力など、あれもこれらも一切の差別はゆるされない。

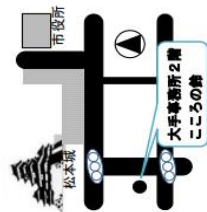
②子どもの最善の利益 : おとなが勝手に「子どものため」って？おとなの都合？...子どもの今と未来にとって一番いいことを考える。

③生命および生存・発達への権利 : 元気で幸せな生活がまもられる。おいしいものを食べて、安心して寝ることができる。

④意見をきかれる権利 : 子どものことは、子どもに聞こう。子どもたちの気持ち・声・願い・子どもの目標を生かす。

参考文庫 子どもにもいっしょにたのぐよめる！
国連子どもの権利条約(第31条)の文化権(第31条)
コソコソ本がパワッ21(発行A4.31)

～秘密は守ります～



- 電話で相談 : 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 : こころの鈴まで来てください。
- メールで相談 : kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
- 受付時間 : 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 : 松本市大ま3-8-13 松本市役所大手事務所2階

* お車は市役所の駐車場に止めてください

「こころの鈴 通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 子ども育成課 ことも育成担当 TEL 0263-34-3201

発行元 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」



こころの鈴通信



み

なさんは「子どもの権利」を知っていますか？

どの子ども生まれたときから、ひとりひとり大切にされる権利を持っています。

子どもたちが「あわせに生きる」ために「子どもの権利」があります。

“つらいな”“悲しいな”と思うときには、「権利」が守られていないかもしれません。

そんな時は、ひとりで悩まずに、「こころの鈴」に相談してね。



どんなこと相談していいの？

「いやだなあ」「かなしいな」「さみしいな」「くやしいな」...など、かんじたこと。

「うれしかった」こともきかせてね！



学校名や名前をいわないといけないの？

いいなくなったら、いなくてもだいじょうぶ！



相談したら、どうなるの？

あなたのさきもをじっくりまいで、「困った」ことが「もう、大丈夫！」になるように、一緒に考えます。必要な時には関わる人たちに、あなたの考えやきもちを代わりに伝えます。り、よくしてほしいとおねがいしたりすることがあります。

どうやって相談するの？

でんわやメール、相談室に来ておはなしてもOKです。
電話番号などは、みんなに配るピンクのカードに書いてあるからね。



ピンクのカード

発行元：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

第38号
中高生版
令和7年6月

こころの鈴通信

すずちゃん

みなさんは「子どもの権利」を知っていますか？
どの子ども生まれた時から、ひとりひとり大切にされる権利を持っています。
子どもたちがあわせに生きるために「子どもの権利」があります。
“つらいな”“悲しいな”と思う時には、「権利」が守られていないかもしれません。
そんな時は、ひとりで悩まずに、「こころの鈴」に相談してね。

どんなこと相談していいの？

「いやだなあ」「かなしいな」「くやしいな」「つらいな」…と感じたとき。
学校の事・家族の事・友達や塾の事・部活や塾の事 等なんでもOK!
「うれしかった」事もさかせてね！

学校名や名前を言わないといけないの？
言いたくなかったら、言わなくてもだいじょうぶ！

相談したら、どうなるの？
あなたの気持ちをじっくり聞いて、「困った」ことが「もう、大丈夫！」になるように、一緒に考えます。必要ならば関係する人たちに、あなたの考えや気持ちを代わりに伝えたり、改善を求めたり、意見を示したりすることもできます。あなたの最善を考えます。

子どものための相談室 こころの鈴

あなたの声をきかせてね

でんわ(0120) 0120-200-195
月～木：平日 PM12:00～19:00
金：日 PM12:00～19:00

ほしほしとこころの鈴をのびのびと
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

*相談先は、みんなに配られるピンクのカードに書かれているよ！

相談すると学校へ連絡が行くの？

秘密は守ります。学校や関係するところに調査する時にも、あなたに確認してから動きます。親に話してほしくないと言えば、親にも内容は話しません。

こころの鈴通信

【保護者の皆様へ】

松本市には、子どもの権利に関する条例があります。「こころの鈴」はこの条例に基づいて設置されている相談室です。子どもたちが自分らしくのびのびと生きていくことを応援しています。

子どもさんに関する相談は、大人の皆さんからも受け付けています。親や大人にとつての「よかれ」ではなく、子どもにとつて何が一番大切かを一緒に考え、子どもたちが自ら決め行動できることを一緒に支援できたらと思います。
気になること、心配なことがありましたら、ご相談ください。

「こどもの権利」って？ No.1

子どもの権利条約の基本原則

- ①差別の禁止 : 権利はすべての子どもたちのもの。国や身分、男女や年齢、容姿、学歴など、あれもこれも一切の差別はゆるめられない。
- ②子どもの最善の利益 : おとなが勝手に「子どものため」って？おとなの都合？
子どもの今と未来にとって一番いいことを考える。
- ③生命および生存・発達への権利 : 元気で幸せな生活がまもられる。おいしいものを食べて、安心して寝ることができ、成長・発達を保障される。
- ④意見をきかれる権利 : 子どものことは、子どもに聞こう。子どもたちの気持ち・声・願い・子どもの目線を反映する。

参考文献：子どももいつかはたのしくよめる！
国連子どもの権利条約と子どもの文化権(第31条)
ユニセフ基本ガイドブック(発行A1.31)

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」～秘密は守ります～

- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴まで来てください。
- メールで相談 kodomo-s@citymatsumoto.lg.jp
- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

*お車は市役所の駐車場に止めてください

「こころの鈴 通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 子ども育成課 ことも政策担当まで TEL 0263-34-3201

松本市子どもの権利擁護委員の紹介

北川和彦 先生 平林優子 先生 石曾根正勇 先生

楽しかったこと、嫌だったこと、悲しかったことがあったら「こころの鈴」に、電話してください。
私たちは、皆さんの困っている相談を受けたり、子どもの権利が守られないときに助けたりします。
どうしたらよいかわかりにくくても、きっと心が軽くなりますよ。

発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

夏休みが終わり、学校が始まりましたね。
休みの間にはどんなことがあったかな？
久しぶりの学校で疲れていないかな？

No.39
小学生版
令和7年8月

嫌だな…、悲しいよ…、楽しかった！…どんなことでもだいじょうぶ。

なんだかモヤモヤする…、心がチクチクする…、そんなとき

あなたも「こころの鈴」で話をしてみませんか？

子どもの権利って？ No.2 ～子ども時代を保障する6つの権利 その1～

① **「厚くはみんなが生きている」** 子どもはみんな、生きる権利、命と健康が守られる権利があるよ。熱があたりけがをし、たときはゆっくり休んで、体を大切にしよう！

② **「新しい子どもはみんなが安心した生活」** 守られる権利では、すべての子どもにもくつろげる安全な家や食事、衣服が用意され、大人の愛情のもとで安心して育つことを保証しているよ！

③ 「わがやがたからわがやがたまで」 子どもたちはみんな、学ぶ権利とよくわかるように教えてもらおう権利を持っているよ。しっかりと学ぶことは、豊かな人生につながっていくんだ！

参考文書: 子どももいっしょにたのしくよめる！ 国連子どもの権利条約と子どもの文化権(第31条)
ワニブック能本ガイドブック(発行A1.31)

上手にインターネットと付き合うために 1 ～あなたの目は大丈夫？～

パソコン、スマホ、タブレット…、インターネットでとっても便利で役に立つね。

でも…ネットを利用するときは気をつけたいといけないこともたくさんあるよね。

その中のひとつ、あなたの大切な目や脳を守るため、こんなことに気をつけて！

い・か・の・お・す・し ネットバージョン

画面に近づきすぎないで！
目はいつも画面から30cm以上離そう！！

30分に一度くらいは遠くを見て、目を休めようね！

寝る一時間前からは画面を見ないで！
目も脳も、夜はゆっくり休ませよう！！

相談室 こころの鈴には、みなさんの話を聞き、いっしょに考える4人の相談員がいます。

はっしー 大台さん、今年もわっこ、沢カニや水の実とりが大好きでしたり

ホームラン王に！

あさこ リコーダーと推理小説が好きな小学生でした

おーちゃん わんどう工作が好きでした☆

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 ～秘密は守ります～

●電話で相談 0120-200-195 (無料)
●食って相談 こころの鈴まで来て下さい
●メールで相談 kodomo-s@citynaburno.jp

●受付時間 月～水・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時
●場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大ホール2階
※お里は市役所の駐車場に於て下さい

大手事務所 松本市役所

「こころの鈴 通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 子ども政策課 ことも育成課 ことも政策担当まで TEL 0203-34-3291

こころの鈴通信

☺ 上手にインターネットと付き合うために 1 ～あなたの目は大丈夫？

パソコン、スマホ、タブレット…、インターネットってとっても便利で役に立つね。
でも…ネットを利用するときには気を付けたいといけないこともたくさんあるよね。
その中の一つ、あなたの大切な目や脳の健康を守るため、こんなことに気を付けて！

い・か・の・お・す・し ネットバージョン

画面に近づきすぎないで！
目はいつも画面から30cm以上離そう！！

30分に一度くらいは、遠くを見て、目を休めようね！

寝る一時間前からは画面を見ないで！
目も脳も、夜はゆっくり休ませよう！！

- ① 一日に使う時間を決めて
- ② 家族ともたくさん話そう
- ③ のんびり目を休めながら
- ④ 大きく深呼吸！！
- ⑤ スマホもときどき休ませて
- ⑥ 慎重に扱おう個人情報！

相談室

こころの鈴には、皆さんの話を聞き、一緒に考える4人の相談員がいます。



はっしー 大谷さん、今年もホームラン王に！ わっこ 沢村や木の実と入っていたよ！ おーちゃん 漫画を読むのが好きだったよ☆

松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』～秘密は守ります～

●電話で相談 0120-200-195 (無料)

●会って相談 こころの鈴まで来てください

●メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

●受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時

●場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

※お車は市役所の駐車場に止めてください

〒555-8501 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

「こころの鈴 通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 こども若者部 こども育成課 こども政策担当まで TEL 0263-34-3291

発行元：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.39
中高生版
令和7年8月



夏休みが明け、学校が始まりましたね。
長い休みのあと、みなさんは
心や体に不調を感じていませんか？



学校のこと…、友達のこと…、部活のこと…、進路のこと…、
どんなことでも大丈夫。なんだから言葉にしづらい気持ちでも、
ゆっくり、自分の言葉でいっりで話してみませんか？



☆子どもの権利って？No.2 ～子ども時代を保障する6つの権利 その1

① 僕らはみんな生きている！ すべての子どもは飢えや
病気、事件から守られ、安全に健やかに育つ権利があるよ。
生きる権利・命と健康が守られる権利＝生存権っていうよ！



② 苦しんでる子はいないかな？ すべての子どもは、くつろげる
家と食事、衣服が用意された快適な生活が保障されているよ。
大人の愛情の下で安心して育つことで成長していけるんだ。
安心した生活が守られる権利＝生活権っていうんだ！



勉強中です ③ わからないことはわからないって言おう！ 子どもには学ぶ
機会が保障され、よくわかるように教えてもらう権利もあるんだ。
学ぶ権利・わかるように教えてもらう権利＝学習権っていうよ！
学ぶことは、豊かな人生につながるっていいよ！



参考文献：子どもにもっとよにたのしくよめる！国連子どもの権利条約と子どもの文化権(第31条)
ワニブタ絵本ガイドブック(発行元：31)

○ 第40号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元：松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.40
小学生版
令和7年10月

😊 上手にインターネット、SNSと付き合うために 2
～【個人情報】～

個人情報は、みなさんの名前や顔写真などの
「その人がどこの誰なのかわかる情報」のことです。

年齢、生年月日、住所、電話番号、家族構成、学校名などです。

自分やほかの人の顔が分かるような写真をのせると罪になることもあるよ。

いかに「お・あ・ず・し」

写真だけで、どこの誰かわかってしま
うことがあるよ。

会ったことのない人とは連絡とらな
い。連絡先を交換しない。

「つらいな…」「いやだな」「チクタクするな…」と思うとき
は、『子どもの権利』が守られていないことがあります。
ひとりりで悩まず、少し勇気を出して相談してね。

『こころの鈴』は子どもたちみんなのための相談室です。

子どものための相談室 『こころの鈴』

●受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時

●電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)

●メールで相談 kodomo@city.matsumoto.lg.jp

●会って相談 松本市大手3-8-13

松本市役所大手事務所2階 まで

○ 第40号「こころの鈴通信」(中高生版)

発行元：松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.40
中高生版
令和7年10月

😊 上手にインターネット、SNSと付き合うために 2
～【個人情報】～

個人情報は、みなさんの名前や顔写真などの
「その人がどこの誰なのかわかる情報」の
ことです。 とても大切なものです。

名前や学校名、住所、電話番号など個人情報
が分かるようなことは発信しない。

面識のない人とは連絡したり、連絡先を交換
しない。

自分やほかの人の顔が分かるよ
うな写真・動画は載せない。

他人や有名人の悪口を書き込ま
ない。

いかに「お・あ・ず・し」

一日に使う時間を決めて
家族ともたくさん話そう

のんびり目を休めながら
大きく深呼吸！！

スマホもときどき休ませて
側面に張おう個人情報！

子どものための相談室 『こころの鈴』

●受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時

●電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)

●メールで相談 kodomo@city.matsumoto.lg.jp

●会って相談 松本市大手3-8-13

松本市役所大手事務所2階 まで

○ 第41号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.41
小学生版
令和8年1月

冬休みが終わりまりました。なんとなく、学校が始まるのが『やだなー』
と思った人はいませんか。心の中でモヤモヤすることがあったら、
いつでもこころの鈴に話してくださいね。

子どもの権利って？ No.3 ～ 子ども時代を保障する6つの権利 その2～

④ 楽しく遊び、想像力をはばかせていく権利

仲間と遊ぶことで人とのつき合い方を学び、楽しい生活を作り出せる。だからすべての子にとってゆつくりした時間、自由な時間、遊ぶ時間はとても大切だよ。

⑤ 失敗できる権利

失敗は成長のもと!!
みんなは成長の途中だからつまずいたり、失敗したりして当たり前。
そういうことがあって当たり前。
失敗しながら育つことは子どもの権利だよ。

⑥ 参加・参画していく権利

自分の気持ちや意見を表現し、それを社会に伝えるために仲間に話し合うことが大切。
子どものことは、子ども抜きに決めないで！
子どもと大人はともに社会を作る仲間だよ。

⑦ あなたの権利は守られていますか？

松本市は子どもにもっとよい生活のために「こころの鈴」
通話専用の携帯電話(子ども専用機)を
2台(1台はA用機)を
2台(1台はA用機)を

こんなときには… こころの鈴に電話しよう!!

たとえば

いじめられた
学校へいくとおなか痛い
ひとりぼっち
通知表もらって
みたら……
こわいよ。悲しいよ

こころの鈴通信

今までに、このような相談がありました

先生に誤解されて、怒られた。
そういうつもりじゃなかったのに…
話を聞いてほしかった。

友達がいじめられるをしてきて
「いやだ、やめて。」と言っても
やめてくれない。

モヤモヤ

じぶんがわかるかっただのに
あやまれない。どうしたらいい?

チャクチャク

うれしいことがあったから
さいてほしい!(こころの鈴に話も大歓迎だよ)

自分なりにがんばっているのに…
親に「もっとがんばれ」と言われる。

こころの鈴に相談してくれた人の数
令和7年4月～12月10日

相談方法	小学生	中学生	高校生
電話	190人	51人	59人
メール	196人	6人	
面談	不明	6人	

だれにでも「こころ」が苦しくなる時があるから

一人でがまんしないでね。

どんなことでもだいじょうぶ。だれにも話せなかつたら…

こころの鈴を思い出してください

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」～ひみつは守ります～

● 時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時

● 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

● 電話 **0120-200-195 (無料)**

● 会って話す こころの鈴までお越しください。

● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

「こころの鈴 通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 ことば若者部 ことば相談担当まで TEL 0263-34-3291



発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.41
中高生版
令和8年1月

冬休みが終わりました。
なにか楽しみなことはありますか？
なんとなく、学校が始まるのが『やだなー』と思った人もいたでしょうが、
心の中でモヤモヤすることがあったら、いつでもこころの鈴に話してくださいね。
どんなことでも大丈夫ですよ。

すすちゃん

これまでに、このような相談がありました。
あなたもこんな気持ちになることはありますか？

楽しいことなんて一つもない

勉強しているのに思うような結果が出ない。周りと比べて焦って不安

クラスの子にいじめられる

学校の先生からの一言で傷ついた

自分なりにやっているのに、「もっとがんばれ」と言われる

友達とどう接したらいいかわからない

ネットが悪口を書かれた
自分が写っている写真を勝手にアップされて嫌な気持ち

消えたい

学校にいかれなくなってしまった

うれしいことがあったけど友達には話づらい

自分の居場所がどこにもない

部活の地域移行、ちよつと不安

部活の先生の言い方がきつくてストレスを感じる

家の中が安心できない

こころの鈴に相談してくれた人の数
令和7年4月～12月10日

- 小学生 42人
- 中学生 38人
- 高校生 38人

相談方法

- 電話 190人
- メール 51人
- 面談 59人

相談方法

- 小学生 42人
- 中学生 38人
- 高校生 38人



発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.42
小学生版
令和8年1月

冬休みが終わりました。
なにか楽しみなことはありますか？
なんとなく、学校が始まるのが『やだなー』と思った人もいたでしょうが、
心の中でモヤモヤすることがあったら、いつでもこころの鈴に話してくださいね。
どんなことでも大丈夫ですよ。

すすちゃん

これまでに、このような相談がありました。
あなたもこんな気持ちになることはありますか？

楽しいことなんて一つもない

勉強しているのに思うような結果が出ない。周りと比べて焦って不安

クラスの子にいじめられる

学校の先生からの一言で傷ついた

自分なりにやっているのに、「もっとがんばれ」と言われる

友達とどう接したらいいかわからない

ネットが悪口を書かれた
自分が写っている写真を勝手にアップされて嫌な気持ち

消えたい

学校にいかれなくなってしまった

うれしいことがあったけど友達には話づらい

自分の居場所がどこにもない

部活の地域移行、ちよつと不安

部活の先生の言い方がきつくてストレスを感じる

家の中が安心できない

こころの鈴に相談してくれた人の数
令和7年4月～12月10日

- 小学生 42人
- 中学生 38人
- 高校生 38人

相談方法

- 電話 190人
- メール 51人
- 面談 59人

相談方法

- 小学生 42人
- 中学生 38人
- 高校生 38人

VI 研修・会議

1 研修について

子どもの権利擁護委員と相談員のスキルアップのため、研修会に参加し、また、相談室内で研修をしています。令和7年度は24回の研修に参加しました（表13）。

No.	月日	研修会	講師	参加者
1	4月13日	長野いのちの電話主催 自殺予防講演会 大人も子どもも「助けて」が言えない	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部 部長、薬物依存症センター長 松本 俊彦 氏	室 長 相談員
2	4月22日	広げよう！子どもの権利条約キャンペーン実行委員会主催 【子どもの権利条約日本批准31周年記念】こども基本法制定から2年、自治体による子どもの権利保障の最前線	共同代表、認定NPO法人国際子ども権利センター(C-Rights) 代表理事 甲斐田 万智子 氏 他4名	室 長 相談員
3	5月18日	長野県弁護士会主催 長野市・日本弁護士連合会共催 子どもの日記念シンポジウム 子どもの権利条約における相談・救済機関の果たす役割とは	日本体育大学体育学部教授/小金井市代表子どもオンブズパーソン/武蔵野市子どもの権利擁護委員/名古屋市子どもの権利擁護機関参与 半田 勝久 氏 弁護士/日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員/国立市子どもの人権オンブズマン 掛川 亜季 氏	室 長
4	6月7日	長野いのちの電話主催 「緩和ケア」終末期医療を通して人生の終わりを考える	長野いのちの電話理事長・愛和病院理事長 山田 祐司 氏	室 長 相談員
5	6月14日	長野いのちの電話主催 「現代の若者のストレス」思春期・青年期とは？ 思春期・青年期に抱える問題とは？	長野赤十字病院臨床心理科 臨床心理士・公認心理士 大川原 憲治 氏	相談員
6	6月22日	「特別支援教育」を考える総合研究会 「特別支援教育と高等教育」	東京都立大学 河合 隆平 氏	相談員
7	6月28日	長野いのちの電話主催 「性の多様性」性別とは何か、性の常識が変わっていく現代、性別はどう決められ、私たちはどう生きているの	日本基督教団波田教会牧師 川本 恵子 氏	室 長 相談員
8	7月5日	長野いのちの電話主催 「精神疾患、統合失調症・境界例・PTSD」精神疾患の代表例について。統合失調症・境界例・PTSDの解説と自死。	鶴賀病院副院長 田玉 逸男 氏	室 長 相談員
9	7月12日	長野いのちの電話主催 「貧困と自殺 生活困窮者支援を学ぶ」 誰でも貧困に窮する。	認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長 大西 連 氏	室 長 相談員
10	7月26日	「エンパワメント」 人は本来潜在的な力を持っているが、力を発揮するにはどんなアプローチが必要だろうか	ホリスティック研究所所長 金 香百合 氏	相談員
11	7月27日	中信地区思春期臨床問題研究会 第32回ワークショップ ～支える、聞く、そして待つ～ わたしたちの“つなぐ”支援	田川高等学校 養護教諭 百瀬先生 松本県ヶ丘高等学校 養護教諭 小原先生 塩尻市役所 健康福祉部健康づくり課 田口保健師/堀保健師 塩尻市教育委員会 塩尻市こども教育部 こども未来課 高山臨床心理士 篠崎医院豊科診療所 医師 塩沢先生	相談員
12	7月31日	学校における子どもの意見表明・参加 —こども基本法のもとで、学校はどう変わるか—	早稲田大学 喜多 明人 氏	室 長 相談員
13	8月2日	「発達障がい」 明らかになってくる様々な種類と必要な対応(DVD講義)	信州大学医学部付属子どものこころの診療部長 本田 秀夫 氏	相談員

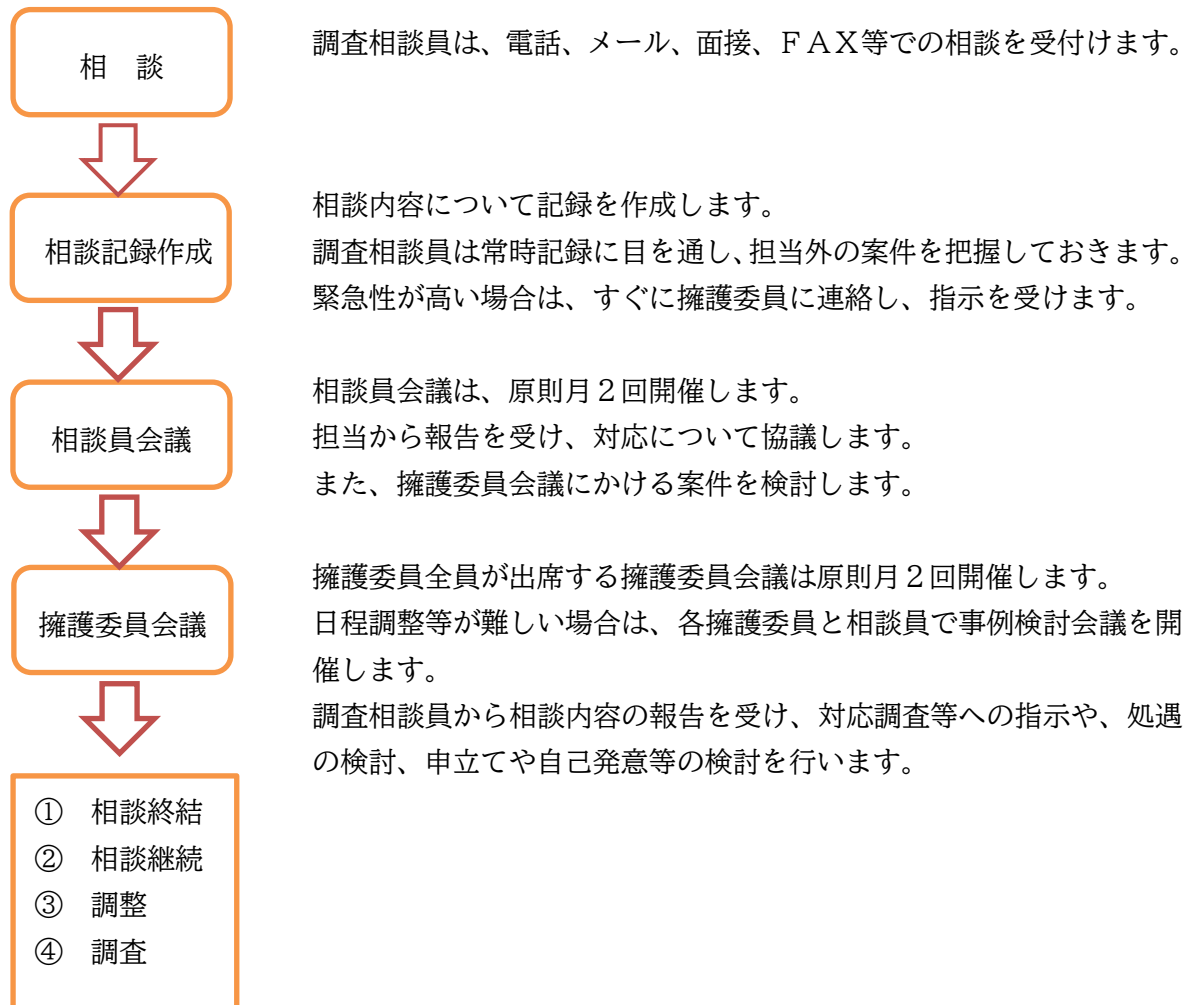
14	8月25日	長野県自殺企図者支援関係者研修会 「心のケアが必要な若者のSOSを見抜く」	NPO法人東京フレンズ 理事長 グループホーム キキ 施設長 西隈 亜紀 氏	相談員
15	9月4日	長野県中信号子ども・若者サポートネット全体調整会議	認定NPO法人育て上げネット執行役員 井村良英 氏 公認心理師、臨床心理士 (元長野少年鑑別所長、現在こども家庭庁出向) 朝比奈企画官	室長
16	10月11日	CAPおとなワークショップ 子どもたちに伝えたい「あなたはかけがえないあなた」 子どもが暴力から自分を守るための人権教育プログラム	特定非営利活動法人 子ども・人権・エンパワメント CAPながの	相談員
17	10月23日	令和7年度長野県子ども・若者サポートネット連携会議	こども家庭庁支援局虐待防止対策課企画官 朝比奈卓氏 長野県県民文化部こども若者局長 酒井和幸 氏 松本大学総合経営学部観光ホスピタリティー学科 准教授 今村篤史 氏 北信、中信、子ども・若者総合相談センター、東信、南信、子ども若者サポートネット	室長
18	11月	ヤングケアラーの理解と支援 ～寄り添う人に寄り添う社会を～	一般社団法人ケアラーワークス 代表理事 田中 悠美子 氏 同 ピアサポートスタッフ 友田 智佳恵 氏	室長 相談員
19	12月4日	ヤングケアラーのことをみんなで学ぶ研修会 長野県におけるヤングケアラー支援の現況について	長野県社会福祉協議会総務企画部企画グループ ヤングケアラーコーディネーター	相談員
20	12月4日	障がい分野のアドボカシーを考える ～意思決定支援のはたけのいえの取り組みから～	NPO法人みんなのプロジェクト 代表理事 水野 英尚 氏	相談員
21	12月15日	ゲートキーパー研修 基礎編	かとうメンタルクリニック 精神保健福祉士 鶴巻 雄介 氏	相談員
22	1月19日	ゲートキーパー研修 応用編	かとうメンタルクリニック 精神保健福祉士 鶴巻 雄介 氏	相談員
23	2月6日～ 2月8日	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町 「子どもの相談・救済に関する関係者会議」	「子どもの相談・救済に関する関係者会議」コーディネーター 山梨学院大学 荒巻 重人 氏 東洋大学 小出 真由美 氏 日本体育大学 竹内 麻子 氏	相談員
24	3月15日	自傷・自殺企図をする子どもへの支援 「死にたい」という若者・子どもをどのように理解するか	兵庫県立ひょうご こころの医療センター 田中 究 氏	相談員

表13：研修一覧

2 事例検討会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

(1) 会議の流れ



(2) 開催状況

事例検討会議等は合計47回開催しました。内訳は擁護委員会議を20回、擁護委員調整を4回、相談員会議を23回開催しました（表14）。

事例検討会議等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
擁護委員会議	2	2	2	2	1	2	1	1	2	2	1	2	20
擁護委員調整	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	4
相談員会議	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	23

表14：月別会議等開催状況

Ⅶ 子どもの権利相談室 「こころの鈴」 相談員からのメッセージ

『「こころの鈴」をとおして思うこと』

室長・調査相談員 橋爪 豊

「こころの鈴」の相談の基本姿勢は気持ちを聴くこと、相談者に寄り添うことです。

相談者の話の流れを遮ることなく、相談者自身を受けとめることが大切です。

相談者が自分の気持ちを話すことで落ちつき、「話してよかった」と思えるように対応しています。いわゆる「傾聴」を大切にします。傾聴という言葉は初めて耳にしたのは、25年ほど前です。

販売会社の営業で中間管理職に昇進したとき、部下へのマネージメントをどのようにしようか考えていました。コーチングというものがアメリカでビジネス上のスキルとして広く認知されるようになり、その後日本でも企業や経営者の間で人材開発やマネージメント手法として本格的に導入され始めていました。

そして私はコーチングを受講し、「傾聴」の大切さを学びました。

営業では、自社の商品の特長、性能を説明し、これを売ればどれだけ利益が出ますと販売店に伝え、販売目標を設定します。しかしその段階で先方の考え方、販売方針と食い違えば売ってもらえません。先方の方針もよく聴くことで勧める商品も変えなければいけません。重要なのは販売店の方針、意向をよく聴くこと、「傾聴」です。

そんな営業でのよく聴く経験が現在の相談業務の「傾聴」に繋がっています。

相談の中でよく聴いていくと、保護者から叩かれていると話してくれた例がありました。体調をくずして学校へ行きたいけど行けない、原因はわからない、頭が痛い、胃が痛い、体調に波がある、学校での様子、家での様子、日々のことなど聴いていくと保護者から叩かれているという言葉がでてきました。

丁寧に聴くことで、ここなら話を聴いてくれると思ってくれたのでしょうか。

周りに話せる人がいなかったのかと思うと「こころの鈴」を思い出してくれてありがとう。いつでも電話してくれていいからと伝えることができて良かったと思いました。

令和7年度、印象の強かった相談があります。担任の声が大きくて怖い、暴言がひどいという相談でした。こどもにとって大人の言葉、大きな声は時に恐怖に感じます。担任にどう伝えようかと子どもと考えます。これならできそうだと言ってくれるまで話をし、子どもと一緒に解決策を考えて行きます。

これからも子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合って相談業務に当たっていきたいと思います。



『相談室から思うこと』

調査相談員 輪湖 悦子

受話器を取って、「はい、こころの鈴です」と言う。その後、受話器からどんな言葉が伝えられるのか…いつもドキドキです。

「ことば」で、自分の感情や思いを的確に表現することは難しいです。また自分が選んだ「ことば」が、相手にうまく伝わるとは限りません。「ことば」にできない思いもあります。それが、良く知らない人に伝えるとなると、かなり神経を使います。なのに、こころの鈴に電話を掛けてきてくれる。知らない人だから、気軽に話せるということもあるでしょうが、やっぱり掛ける時には、緊張すると思います。緊張してまで電話しようと思うには、それだけ苦しさや寂しさなどを感じているのだろうと思っています。いつも、「電話してくれて、ありがとう」と本当に思います。

ずっと前のことですが、高校の同級生と久しぶりに会った時のことです。彼は治る見込みのない病気に罹っていることを話してくれました。その病気の詳しいことも知らず、見た目では変わりないように思えた彼に、何と言葉を返せばよいのかわからなくて…。つい、「自分たちだって、いつどうなるか分からないよね」と返してしまった。その時、彼は「それは、明日自分が絶対死なないと思っているから言えるんだ」と。日々いつも、病状が悪化して命が消えるかもと不安に思っている人に、何てひどいことを言ってしまったのだろう、取り返しのないことをしてしまったと反省しました。それ以来、ずっと彼の「ことば」は私の中にあり、時々思い返しています。

「ことば」は、人を温めるし、傷つけもします。でもそれが人間かなと思います。AI は、「ことば」で傷つかないし、心で温かさを感じません。そう思っている、相手にどんな「ことば」を掛ければ良いのか、悩むことが多いのが現実です。

そんな時に、頭木弘樹さん（文学紹介者）が、相手の痛みや苦しみをわかりたいと思うならば、「相手のことを本当にわかることはできない」というところからスタートすることで、わからないから教えてと「素直な知的好奇心」で、相手の話をどんどん引き出していくことが大切だと思うと述べていました。そのことが「わかる」に少しずつ近づいていくし、全てわかってもえなくても、丁寧に話を聴いて分かろうとしてくれている、受け止めてくれていることが実感できたら十分ですと。

こころの鈴が、そんな風に実感できる一つの場所であれば良いなあと、改めてしみじみと思いました。



『「こころの鈴」のドアはなぜいつも開いている？』

調査相談員 浅村 陽子

3月下旬、前々から楽しみにしていた「トーベとムーミン展～とおきのものを探しに～」を、長野県立美術館に観に行った。最初のコーナーにはトーベヤンソンの初期の油彩画から挿絵や風刺画、大きな壁画なども展示されており、撮影もほぼ自由にできたためか、多くの方がスマホ片手に熱心に作品を写真に収めていた。自分もやってみたがうまく撮れず、諦めてとにかくじっくり見て回ることに。ゆっくりゆっくり進んでようやくムーミンのコーナーに辿り着くと、入口の開いたドアには「The door is always open」と書かれた札が掛けられていた。「そういえば、こころの鈴の相談室のドアっていつも開いてるよな…」ふとそんなことを思い出し、バッグからスマホを取り出し写真に収めてみた。

中に入るとまずムーミンの登場キャラクターのスケッチや小説の挿絵が並べられており、ところどころにそれぞれのキャラクターの印象的な言葉が大書され貼られていたのだが、なかのひとつに目が留まる。「あのさ たたかうってことをおぼえないかぎり、あんたは自分の顔を持てるわけないわ。ほんとよ」～リトルミイ

リトルミイはそのちょっとひねくれ気味の表情もなんとも愛おしく、大好きなキャラクターだ。その言葉を眺めていると、今度はこの一年間でこころの鈴に電話をかけてきてくれたこどもたちのことがなんとなく思い浮かんできた。友達のこと、学校のこと、先生のこと、家族のこと…、相手に自分の思いが伝わらないことや相手の言葉に傷ついてしまったこと、どうすればよい関係が築けるか等々、さまざまな思いをそれぞれの言葉で話してくれたこどもたちは、一生懸命自分の言葉を探し、自分の顔を見つけるためにたたかっているのかもしれないと、そんなことをぼんやり思った。

相談員になり、ドキドキしながら初めての電話を受けた4月から一年間、こどもたちのいろいろな思いを聴かせてもらえたことは貴重な経験になった。「一緒に考えよう」と呼びかけておきながら何も助言できず、「ごめんね、こんなことしか言えなくて。でも聞くのはいくらでもできるから、いつでもまた電話してね」そうやって電話を切ったことが何度もあり、反省したり悩んだりの日々だ。

本当に思っていることを言葉にし、それを誰かに伝えるということは、とても難しく勇気のいることだと思う。伝えようとしてくれる一つ一つの言葉にしっかりと耳を傾け、その思いに丁寧に向き合っていきたい、そして少しでも話してもらいやすいように、私自身のドアもいつもオープンにしておかなければと思っている。



相談員になって1年。

「こういう場所で働き始めた」と知人に話すと、「難しそうですね。何て答えたらいいのかが・・・」という反応をよくもらいました。実際、わたしも最初の頃は「この相談に言うべきことは何だろう」というのがつい思い浮かんで、焦り、緊張しました。でもこちらが勝手に焦っている間にも相談者は話すのを続けてくれている訳です。ふと「落ち着かなくては」と腰を据えなおすと数秒前の相談者の言葉は聞き逃していたりして、「まずい」と思いました。

そこで、そういうときは先輩相談員から聞いた「聴くことがメイン」という言葉を思い出すことにしました。「言うべきこと」は一旦捨て置き、耳を傾ける。すると自分が落ち着けました。

そのうち、どれだけの時間が必要かは人によって違ったとしても、相談者自身が思いを言葉にしていく先に「本当はこうしたかった」や「こうしたい」という道筋が見えてくることがありました。それは、第三者には決めることができない、本人にしか分からない気持ち、方向性です。それが見えると電話口の相談者の声色は雲が晴れたように変化して、意思がはっきりと伝わってきました。人の心の底から出てきた「こうしたい」は、尊いと思いました。

とはいえ、こころの鈴で聞く相談の内容は多岐に渡ります。話すことで多少気持ちが軽くなったとしても、問題の根本はそう簡単に変えられないこともあります。じゃあ、即刻解決にならないのであれば話す意味はないのか、と問われたら、そうではないと思います。

「～が嫌だった。」「かなしかった。」「こんなことあってうれしかった」も。言葉にして伝えないと他者は気づかないことが山ほどあります。それどころか、本人でさえもが言葉にして発してみても、やっと自分の気持ちに気が付くこともあるのではないのでしょうか。つまりは、ずっと誰にも話さずにいたら、自分が何を思っているのか、分からなくなってしまう…かもしれません。

でも、こんな経験ありませんか。勇気を出して話してみたら「それってこういうことでしょ」と勝手に決められるとか、話の途中で「この人・・・わたしの話、聞いてないな」なんてこと。自分も、日頃の生活では誰かにそういう思いをさせているかもしれません。そうして誰かが飲み込んだ言葉はどこに行くのでしょうか。

こころの鈴が、行き場のない気持ちも、言葉にするまでに時間がかかる思いも、「話してみよう」と思える場所であつたらいいなと思います。そうして話してみた後に、あなたの「こうしたい」を尊重し、そのために何ができるかを一緒に考える人がいる。そんな場であれるよう、わたしもまずは「きかせて」という、それだけを心にもって待ってたいと思います。



VIII 参考資料

- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例
- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例施行規則
- ◆ 令和7年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿
- ◆ 事務局

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることが出来るまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことが

できるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしていたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。

6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

（大切な権利）

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

（1）かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。

（2）平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめ、性被害などを受けずに安心して生きていくことができること。

（3）自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。

（4）遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

（子どもの権利の普及と学習への支援）

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。

4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

（子どもの権利の日）

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめ、性被害などを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめ、性被害などの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめ、性被害その他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、5人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

(2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

(3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(公表)

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくりま

す。

2 市は、推進計画をつくるときには、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会 委員			7,100	5,000

附 則（令和8年3月17日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第16条の改正は、令和8年4月1日から施行します。

○松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

改正 平成27年3月31日規則第7号

平成31年3月18日規則第30号

平成31年4月17日規則第61号

令和2年3月26日規則第45号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとしします。

第2章 松本市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(守秘義務など)

第5条 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

(救済の申立書など)

第7条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書(様式第1号)を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書(様式第2号)に記録しなければなりません。

(調査)

第8条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査をすることができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合
- (2) 擁護委員又は相談員の身分に関することである場合
- (3) その他審議や調査の実施が不相当と認める場合

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第3号）により通知しなければなりません。

（調査の中止など）

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第4号）により通知しなければなりません。

（市の機関に対する調査など）

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書（様式第5号）により通知しなければなりません。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整（以下「調整」といいます。）をすることができます。

4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第6号）により通知しなければなりません。

（市の機関以外のものに対する調査など）

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第7号）により通知しなければなりません。

第3章 松本市子どもの権利相談室

(相談室の設置など)

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を松本市大手3丁目8番13号に設置します。

(相談室の利用日、利用時間など)

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 相談室の休室日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

(子どもの権利相談員)

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1会計年度の範囲内とします。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

(会長及び副会長)

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

附 則（平成27年3月31日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成31年3月18日規則第30号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月17日規則第61号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和2年3月26日規則第45号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。様式第1号（第7条関係）

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書

年 月 日

(宛先)松本市子どもの権利擁護委員

(申立人)氏 名
年 齢 歳
住 所
電話番号
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかわる救済を申し立てます。

1	申立ての原因となる権利の侵害があった日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所	年 月 日 _____
2	救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3	救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____	
4	他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無	
5	添付資料の有無 有 (枚) ・ 無	
6	申立ての趣旨	
7	申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8	備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書

第 号
年 月 日

(受け付けた者の自署) _____

1 口頭により申立てた者の氏名等	
氏名 _____	年齢 _____ 歳 学校名等 _____
住所 _____	電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____	
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係	
4 救済を必要とする子どもの氏名等	
氏名 _____	年齢 _____ 歳 学校名等 _____
住所 _____	電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 _____ 有 _____ ・ _____ 無 _____	
6 添付資料の有無 _____ 有(_____ 枚) _____ ・ _____ 無 _____	
7 申立ての趣旨	
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容	
9 備考	

様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由	
備考	

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する
条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査の一時中止又は打ち切りの通知
調査の一時中止又は打ち切りの理由	
備考	

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する
条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

◆ 令和7年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職 名	氏 名	就任年月日	職業等
子どもの権利 擁護委員	北川 和彦	平成25年7月17日	弁護士
	平林 優子	平成27年7月17日	大学教授
	石曾根 正勇	平成29年4月1日	教育関係者
室長 調査相談員	橋爪 豊	令和5年7月1日	市会計年度職員
調査相談員	輪湖 悦子	令和5年4月1日	市会計年度職員
	浅村 陽子	令和7年4月1日	市会計年度職員
	大月 美歩	令和7年4月1日	市会計年度職員

◆ 事 務 局

松本市こども若者部こども育成課 こども政策担当

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎別棟1階

電話：0263-34-3291

松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和7(2025)年度活動報告書

令和8年9月 発行

発行:松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13

松本市役所大手事務所 2 階

電 話:0263-36-2505

FAX:0263-34-3183

メール:kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

相談用電話:0120-200-195

